

國學院大學学術情報リポジトリ

進歩、啓蒙思想と革命

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: ピジヨー・ブラヴァ, フィリップ, ラクビビエ, ポール ド メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001662

進歩、啓蒙思想と革命 (Progrès, Lumières et Révolution)

フィリップ・ピショール・ブラヴァ (ポール・ド・ラクビビエ訳)
ブレスト大学教授
高等カトリック学院非常勤講師

訳者より：括弧内のイタリック文字は訳者が補った部分となる。訳注も訳者が補ったものである。最初は国際シンポジウムのために用意された論文として口語体を取っていたため、このまま口語体を維持することにした。

論文要旨

フィリップ・ピショール氏は「進歩思想」の歴史を辿って啓蒙思想との関係を紹介した後、それらがどのようにフランス革命に繋がったかを中心に記述を進めている。長年に養われて形成していったアンシャン・フランスの法制度や社会基盤の否定へつながったが、進歩思想と啓蒙思想はどのように法制度上に断絶を意味したか分析される。機械論、唯物論、感覚論をはじめ、合理主義といった新しい思想は聖トマス・アクィナスやアリストテレス哲学流の自然法や、カトリック教会の世界観と社会観を正面から否定して、革命の政策や法制度上の転覆につながった。革命が行った「再生政策」は進歩思想と啓蒙思想との産物であること、また恐怖政治という啓蒙思想の過激的な実験はそれ以降に現れた全体主義の模範になったことも示される。啓蒙思想の最新の先行研究をも紹介されていて、革命全期の一貫性は強調されている。

～～

進歩という幻想はそれほど古い概念ではありません。Frédéric Rouvillois 氏の博士論文『進歩という発明 (*L'invention du Progrès*)』において、厳格に証明されたように、進歩という概念は1620～1640年ごろに

生まれました。つまり近代哲学の主な特徴が結晶化した時期と重なっています。

「進歩」という概念の一般的な定義を示しましょう。歴史は直線的に展開していくという確信の下、よりよくない状態から、よりよい状態へ展開していくだろうと見なす基本的な考え方です。科学や技術の進化、人間の理性などは昨日よりよく発展していき、将来はよくなると期待します。これらの科学と技術、理性こそが人類を幸福へ導いてくれるという前提に立っているのです。「進歩」という思想は過去、伝統、先祖と古人の叡智などを見捨てるように勧めます。なぜなら、過去との断絶はかなりの利点をもたらすとされているからです。「断絶」という概念は進歩思考の中樞に据えられていることになります。

進歩思考¹は(欧州では)1625～1650年の間にエリート層に広まりました。これは、当時の社会との大きな断絶を意味しました。なぜなら、当時の社会はまだ非常に伝統的であり、先祖の権威を非常に畏怖しており、また「新しい」事柄に対して、「変化」に対して、これらの「*nouvelletés* 新奇(新儀)」に対して、原則として深く警戒していた時代であったからです。伝統的な考え方に従えば、四季をはじめ大自然が周期的であると同じように、明日は昨日とどれほどとも変わらないだろうとしていたからです。Honoré de Racan²の次の詩はこういった伝統的な思考を表すのです。

「父が耕した畑を息子も耕している (…)

また、(ある人の) 人生の手柄とは

より立派な死をも、より立派な人生をも求めないで

先祖たちが亡くなった寝台で死ぬのが一番の光栄だと我々息子は思っている」³

Racan が作成した以上の詩の時代に、進歩思考は生まれようとしていました。その進歩思考の誕生を早めたのはニュートンに先立って、ガリレオとコペルニクスがもたらした科学における刺激的な革命が大きかったです。こういった科学における革命とともに、大きな原因となったのは学界

の腐敗でした。当時、非常にあやまった形で教えられていたアリストテレス哲学、いや、本来のアリストテレス哲学から変質した形で教えられるようになった自称「アリストテレス哲学」は、その行き過ぎのせいで多くの人々の反発あるいは恨みを買ひ、15世紀初頭から少しずつ、かなり腐敗してきた学界の権威者たちの悪影響も大きく働きました。これらの硬直化した学界のエリートは、科学における発展に対して、卑怯にも「権威論」すなわち「〇〇が言ったから」という論証にしか頼れない人々でした。このように、進歩思想をはじめ、近代思想に対してまったく説得力のない反論を示した結果、アリストテレス哲学を貶めることになりました。このせいで、結果的にアリストテレス哲学は哲学界で排除されるようになりました。

進歩思考はさらにいうと、不十分であるとされる現状に対する不満からも生まれました。進歩主義を支持した人々は社会制度の改善が可能であり、改革すべきだと主張するように至ったのも、当時の社会制度に対して批判的だったからです。このような批判的な視線は16世紀後半に流行となってきた悲観主義的な人間像にもおそらく原因を持つでしょう。こういった悲観主義的な人間像は、宗教戦争における残酷な行為や悲惨なことを見た結果、生まれたのです⁴。

進歩思考は当時かなり流行していた「技術者びいきの思考 (esprit technicien)」、「機械主義的な思考 (esprit mécaniciste)」によって、さらに強化されました。「技術者びいきの思考」、「機械主義的な思考」とは世界あるいは宇宙、また人間を単なる機械であるかのように、時計であるかのように見なしている人間像と宇宙像を指します。1645年に、Pierre Gassendi (ピエール・ガッサンディ) が古代のエピクロスとデモクリトスの原子論を再発見したことによって、今度は唯物論的な人間像の発展が可能になりました。Xavier Martin⁵の研究では、このような唯物論的な人間像は18世紀の啓蒙思想や百科全書派の関係者へどれほどの影響を及ぼしたかが紹介されています。また、このような唯物論的な人間像は進歩の概念を深く掘り下げた結果、人間そのものの変化、人自体を変えられることを

「考えうる」こととなりました。

進歩思考はさらにフランシス・ベーコン（1561-1626）が著した『ニュー・アトランティス』、ガリレオ・ガリレイの『天文対話』、さらにはデカルトの考察の影響を受けています。これらの思想は伝統のある古典哲学、すなわちアリストテレス哲学との断絶を意識して、彼らはその思想上の断絶をあえて断言します。ガリレオは、彼らしい論争好きな態度もあったために、ローマからの否認を受けました⁶。ガリレオは、アリストテレス的なアカデミーの権威者たちの論証を部分的に切り取り、これらの論証を愚か者が喋っているという設定の書物を作成して、このように紹介することで彼らを馬鹿にしました。デカルトは、信仰と理性とを切り離しながらも、古典化していた見事な聖トマス・アクィナスの説の逆をつくことになりましたが、正面からアクィナスを反駁しようとするリスクはとりませんでした。

デカルトはまた、過去に蓄積された知識を白紙に戻す（タブラ・ラザ）べきだと主張して、一から知識を築き直すように勧めました。そのため、数学における方法論を広く採用することによって、いわゆる「科学万能、科学主義」の道が開きました。数学あるいは自然科学の方法を知識のあらゆる分野にまで応用する野望を意味しました。政治学、法学、人類学、神学などに数学や自然科学の方法論を応用してもどうにもならない学問分野をも含めてということです⁷。デカルトが切り開いた知性伝統上の断絶は歴史上に重要です。それに加えて、デカルトの弟子たちによって、この断絶はさらに深められていきました。弟子たちはデカルトの思想を歪めました。デカルトの思想には、そもそもなかった要素を新しく取り入れました。ピエール・ベール（1647-1706）は典型的でしょう。彼はデカルト哲学の合理主義の上にプロテスタント主義の思想を付け加えるとともに、快楽的な悲観主義（放蕩思想、自由思想 [scepticisme libertin]）を取り入れました。René Pintard 氏の指摘のとおり、以上の三つの思想は本来ならば「かつては互いに対立しあっていたのに」、デカルトの弟子たちが行った統合によって「一貫性があり、かつ攻撃的な合理主義」が生まれました⁸。デ

カルトは信仰と理性とを切り離しました。ドイツを中心に、デカルトの系統を汲んだ弟子たちは、信仰⁹を理性と数学的な学問に従わせるようになりました。このように、20世紀初頭になって教皇、聖ピオ十世が「Pascendi」回勅で否認した「近代主義」（という神学上の誤謬）の基盤はドイツ系の啓蒙思想（Aufklärung）に根を下ろして18世紀前半から築き上げられたのです。

進歩主義とは過去との断絶をもたらす思想です。本質的に「機械主義（機械論）」の思想です。現在の社会に対しても人間性に対しても悲観主義的な思想でもあります。ただし、人間の理性が新しい技術の発明や科学上の法則の発見に期待しながら、これらの発見によって皆の幸せを実現できるという期待をもつこととして、将来については断固たる楽観主義的な思想でもあります。進歩主義という思想はあらゆる分野に影響を及ぼそうとしていて、すべてに触れています。人間性（人間本性、人たらしとする要素、人間の生まれながらの特徴を言う）すなわち人間像をも含めて、宗教をも含めてです。つまり、進歩主義はあらゆる分野における知識を吸収しようとしています。この世界と宇宙には、人間の理性によって把握できないものはないと確信しています。こういった進歩思想、進歩的思考は近代哲学の原動力となりました。そして近代哲学こそが現代を支配しており、現代のすべてを律します。進歩思想において全世界に対する全体主義的な態度はすでに顕在化していて、現代の全体主義を形成する要因の一つとなりました。要するに、以前に普通に信じられていた創造主が決めた周りにある客観的な現実、自然秩序を否定して、その代わりに、人間の手による人工的な「よりよい」秩序に置き換えようとする（全体主義の特徴でもある）野望の種は、進歩思想において既に植えられていたのです。

啓蒙思想の中核部分に据えられている進歩思想は18世紀のエリートが求めるようになった法体制と諸制度の合理化の原動力ともなりました。これらの改革、合理化は単なる「改善」ではなく、伝統的な王政の秩序を深く浸食していた「過去と断絶した新しい社会観」に基づきました（第一章）。

このような進歩思想はフランス革命を特徴づける「再生政策」ひいては「破壊した上に一から創り直す」という野望の中心なる原動力となりました。フランス革命は単なる反乱、反逆、「易姓革命」ではなく、思想上の革命であり、イデオロギー的な革命となりました。言いかえると、完全に新しい社会を一からつくる野望を、完全に新しい「人間」を一から作る野望をもっています（第二章）。

第一章、啓蒙思想の中枢に据えられている進歩思想

18世紀にエリート層で進歩思想が普及した結果、伝統的な諸制度に対する無理解が増えました（1）。その結果、新しい社会観の普及を招きました（2）。

1- 伝統的な諸制度に対する無理解は深まっていきます

デカルトの書物は早い段階から、かなりの影響力をもっていました。そのため、エリート層には合理主義、科学主義、進歩主義が広まりました。17世紀中葉から、デカルトの名声は高まっていきました。マザラン枢機卿と Séguier 国璽尚書（高官）の庇護もありましたし、ニコラ・ボアローやジャン・ラシーヌの作品においても大学の先生たちをからかっていたことから、世間ではデカルトの好感度は上がりました¹⁰。数人の知識人はよくも悪くもデカルトを「反アリストテレス」だと評価しました¹¹。ポール・アザールが指摘したように、「(17) 世紀末に、事実上、デカルトは知識界の王となった」¹²のです。このように、18世紀初頭になると、教養人や学者のほとんどはデカルト哲学が「唯一の価値のある哲学だ」と評価していました。ニコラ・ド・マルブランシュ神父を中心に、オラトリオ会の学校ではデカルト哲学が教えられるようになりました。

他の修道会もオラトリオ会に続いて、デカルト哲学を教えることにしました。Jean de Viguerie¹³が『教育の実践（Une Oeuvre d'éducation）』¹⁴という研究において「これまで、教育事業系の修道会はみな、古典的なアリ

ストテレスとスコラ学を大切にしていた」のに、「1700年から1715年までの期間を境に」デカルト哲学へ移動するという方向転向をしたのです¹⁵。これ以降、フランスにおける文化上のエリートは一律にデカルト哲学に染まるようになりました。1730年代末に英国のロックやニュートンの思想の普及に伴い、デカルト哲学の覇権はいったん終わりましたがそれでもその影響はかなり強く続きました¹⁶。

17世紀の「新旧論争」では、現代派の人々は皆、デカルトを評価すべき偉大な学者だとしています。みな、自分についてデカルトの弟子だと主張していました。例えば、デカルト派として有名だった弁護士兼法律家のJean Domat [ジャン・ドマ] (1625-1696) についてボアローは、デカルトについて「法解釈における理性の復興者である」と評価しました¹⁷。ルイ15世の時代になるとダゲッソー (d'Aguesseau) 国璽尚書はデカルトを師匠として仰いでいました¹⁸。幾何学という精神の下に、「法学においてデカルト流の分析方法」を導入する傾向が強まり、そして「これらの分野にまで理性の覇権が確立された」¹⁹のです。ダランベール著の『百科全書の序文』においても、彼はデカルトの継承者だと主張しています。聖職者たちですらこういった流行から免れられることはありませんでした。18世紀の司教や司祭はデカルト的な精神の養成を受けたので、いつの間にかデカルト主義に染まりました。当時のフランスにおけるカトリック知識界では聖トマス・アキナスがかなり無視されているのです。サン＝シュルピス神学校²⁰の元校長、Emery 神父は60歳になってはじめて神学大全を読み始めたと告白したほどです。なぜ読み始めたかという、(革命期のフランス) 共和政は彼をコンシェルジュリーに投獄した結果、読む暇ができたからと明かします。このような事例でもわかるように、18世紀の説教や護教の質はかなり落ちていて、アキナスの援助がないことによる護教上のかなりの弊害がありました。フランスの教会は、当時の多くの破壊的な思想に抵抗するための反駁、それからそれに抵抗するための理論上の武器がひどく欠如していたということを意味します。

デカルトの論理学によって養成されたエリート層は少しずつ伝統的な秩序を理解しなくなりました。政治上と社会上の諸制度は彼らにとって古臭く非合理的に見えるようになり、野蛮的な要素が多くあることが見えるようになりました。それゆえ、これらの諸制度を「近代化」しようとする勢力が強くなりました。アンシャン・フランスの国制秩序において、この近代化運動によって対象として狙われたことは特に二つありました。「神聖なる王政」と「規制上の多様性」でした。

17世紀後半以降、非宗教化が比較的進むにつれて、エリート層は宗教を「福祉事業」のための宗教、人々の功利（利益）のための宗教として捉える傾向が強くなりました。このようにして、原罪、十字架上の生贄、ミサ聖祭の生贄などは重視されなくなりました。科学の名の下に、奇跡の現実性を否定しました。そして、「啓蒙された宗教像」となりつつあって、信徒が忠実に義務を果たす限り、救済を得る「権利」があるというような古来の信仰からすると誤った信仰観もその時期に生まれました²¹。そうになると、信徒は善き働きを实践して、活発に行動するだけで十分だとされるようになります。祈らなくてもよいというような信仰観になります。いや、祈らなくてもよいどころか、祈ってはいけないというようになります。祈れば祈るほど、人間的な行動、道徳的な実践から離れる危険があるからです。これは古来のカトリック信仰を強く否定することを意味しました。また、こういった「福祉的な」宗教像は本来の「愛徳・カリタス」の意味を見失いました。カリタスは天主への愛を前提とするので、そして天主への愛は祈りとミサ聖祭を通じて具現化されるものなので、ミサ聖祭や祈りの生活を否定したら、キリスト教的なカリタスを否定することになり、カリタス的な活動をも忘れることになります。そういった誤った信仰観の下に、当然と言えば当然ですが、キリスト教的な王政、神聖なる王室、聖なる王権への理解も必然的になくなりました。このようにそれらを暗黒時代的な野蛮「ゴート」の古臭い遺制としてみなす傾向が強まっていきました。de Saint-Pierre 師²²をはじめ、デカルトの弟子たちは国王が聖別式を受け

ることをやめるよう、また王による「瘰癧（るいれき）病者への按手²³」をやめるように要求するようになりました。「聖別式や戴冠式などを徹底的に根絶するのがよい」と de Saint-Pierre 師が断言して、このようになったら、近代的な王政が生まれるだろう、「野蛮かつ無知な時代からの、遺制から」解放された王政になるだろうと続いて主張しています²⁴。ルイ15世は以上のような圧力があつたにもかかわらず、伝統に従って聖別式にあずかりました。それどころか、啓蒙された人々にとってひどいことに、瘰癧（るいれき）病者への按手を忠実に1738年まで、毎年の大祝日の際に行いました。1738年になってからなぜやめたかという、国王が大罪の状態に入つたままだった（つまり「不倫」という罪を犯したのに告解に行っておらず、行動を改めていないままだったので聖体拝領できない状態だったという意味）ので、この場合、按手を執行できない掟があつたからです。「最愛王」(ルイ15世)が崩御すると、財務総監として親任されたばかりのジャック・テュルゴーは全力をつくして、ランス大聖堂で聖別式に与らないようにルイ16世を説得しようとしてしました²⁵。ルイ16世は複数の大臣の反発に遭つた中で、即位式の執行を断行せざるを得なかったほどです。瘰癧（るいれき）病者への按手式の際、アンリ・ベルタン國務卿は全国の地方監察官に「完治証明書」を集めるように命令しておきました。（つまり、るいれき病者への按手を得て、治つたことに対する啓蒙思想家の疑問を事前に防ぐための対策だった。ちなみに、証明書は二つある。まず按手の前に、本当に病者だったかどうかを医者を確認してもらって証明書をだしてもらう。そして按手の後、「完治」というような主張があつた場合、医者診察を得てその治療を確認してもらって治つた場合、証明書を得心ということだった。）要するに、大昔から続く王政は、初めて、ある伝統をつづけるために国王自らが自分の大臣たちに対して弁明せざるを得なかったということを意味します。

他方、全国での規制の多様性はアンシャン・フランス（旧体制のフランス王国）を特徴づけていました（またフランスだけではなく、規定の多様

性という特徴は全欧州もそうでした)。このように、現場での自由（特権で具現化されながら）、多くの不可侵権、免除権や個別慣習がありました。これらは、それぞれ、中間共同体（*社団*）、身分（貴族、聖職者、職人など）、地方と市町村（*自治体*）、大学、職業社団（*ギルド組織*）などに付属していましたが、現場での自由を保障していたこれらの特権めいた事柄を、デカルト哲学流のエリートが攻撃するようになりました。全国で60以上の異なる個別慣習法によって私法が規定されていることになっていたのです。このように、法は全く一律にならないという事実は彼らにとって、この上なく理不尽なことでした。さらに言うと、慣習法においてもさらに例外法が300以上存在していました。たとえば、Vermandois 地方（約千キロ平米、現代の *Saint-Quentin 郡*）はかなり小さい地方であるものの、7つの異なる慣習法がありました。パリにとっても近いところでも、パリ市、Etampes 市、Mantes 市、Meaux 市、Melun 市は皆、違う慣習法を持っていました。ヴォルテールはこのような体制を持つフランスを皮肉っていました。「（なんだこの国は！）宿駅ごとに法も全く変わるじゃないか」とヴォルテールが批判していました。数十年前のヴォルテールが同じような批判をしたら、あるいはこのような皮肉を言ったとしても誰も耳を傾けることはなかったのに、短時間で空気はかなり変わりました。18世紀に、以上のもつれた多くの慣習法を廃止して全国一律の法典の編纂作業への要求が少しずつ高まってきました。

以上の動きは突然生まれたわけではありません。16世紀にはすでに存在しており、18世紀に桁違いに拡大しただけです。16世紀になって、それぞれの慣習法の改革政策が行われましたが、その際、それぞれの慣習法を維持しながら、これらの規定の統一化を図る動きが見られました。『ナポレオン法典の神話』において、Xavier Martin 教授は18世紀のエリート層のかなりの部分は全国の法律上の統一化を望んでいたことを立証しました。またこういった統一化の実現を望んでも、なかなか実現されないだろうと啓蒙されたエリートが見て絶望していたと説きます²⁶。このように、「これ

こそは望むべきことであるが、その実現こそは至難の業だ」とヴォルテールは見ていました²⁷。革命の当初、Jacques Thouret 議員はかなり極端な再生主義者だったのに、彼でさえ法律体制の改革について次のことを言いました。「このような幸いな改革が実現することを待ってもいいですが、過度期は長くなるでしょう」²⁸。多くの人々はそろって、こういった統合化・一律化が実現したらかなりの進歩が成し遂げられるだろうと皆確信していました。そのため、社会全体にとってもメリットになるだろうと思われていました。ルイ15世の元外交大臣、d'Argenson 伯爵は『古今のフランス政治に関する考察 (Considérations sur le gouvernement ancien et présent de la France)』において、次のように述べます。「政治学と呼ばれる学問の本来の対象は国家の中身を可能な限り完全化することにある」として、政治学を「複雑なことを単一なことにする」ことに帰するとします²⁹。当時、「単一性 (simplicité)」に関する幻想はかなり粘り強く見られます。会計監査院による国王への諫言上奏においてラモワニオン・ド・マルゼルブも次のように強調したことは好例です。「善き法は単一なる法だけです」³⁰。単一化された規制を確立する野望は革命の再生政策の中心に据えられるようになっていきます。言いかえると、一律に、全国の全市民に全く同じ法律を適用するということを意味する再生政策になりますが、革命になったらもはや無数の政令や法律の洪水がフランス全土を襲うことになりました。

2- 新しい社会観の誕生

王国の行政、統治と諸制度の近代化を図っていたデカルト哲学流のエリートたちは、少しずつ、新しい社会モデルを作り上げました。契約論と機械論の社会観に基づいて、社会は「人工」とであるという前提に立ちます³¹。この考え方はアリストテレス哲学の正反対となります。そして、こういった思想に立った挙句、極端にも社会上の実験や改革の可能性を無限に開いて、これらの改革と実験は国家といった機械の措置に過ぎないもの

を段階的に完成化するために必要だとされるようになりました。

Frédéric Rouvillois 氏が指摘したように、進歩思想というイデオロギーや契約論などは同じ基盤を持つのです。つまり、両方ともアリストテレス哲学流の基礎への否定を前提にして、また直線的に進歩していくという歴史観を前提として、同じく人間性に対する悲観主義、功利主義、社会と諸制度に関する機械論あるいは技術者の思考といった発想に立ちます。こういった原理原則に立って初めて実施すべきだと見なされていた多くの改革が実現可能になるという立場です³²。

ホッブス、ロックとルソーの思想を細かく比較してみたら、かなりの違いがあることはいうまでもありませんが、そういった違い以上に、この3人には共通な基盤、すなわち直線的な歴史観という共通基盤があります。つまり、本来は人々が孤立し単なる個人な状態にあったが、ある種の契約あるいは誓約を一緒に平等に決定したことによって、諸制度と社会をつくることに同意したという歴史観を3人とも持つのです。これは、それぞれの利益を図るための契約だとされて、またこういった「自然状態」によるデメリットから逃れるための契約だとされています。そこまでは、皆、同意しています。その次の段階になって、それぞれの著者は自然状態に関して異なる評価を呈することによって議論が違う展開を見せているだけです。ホッブスなら、自然状態は限りなく暴力的な状態を意味するとして、暴力的な状態から自分を守るために人間は社会を作ったとします。ロックなら、権力者がいないせいで、それぞれの利益の衝突から生まれる切りのない争いを仲介して解決してくれる者がいないから、人々はこのような欠点を補うために社会を作ったとします。このように、ホッブスによると「このような惨めな憎むべき（自然）状態から、この状態の正体を自覚した時点で、自然上の必然性に従ってどうしてもその状態から人々は脱したいと希望する」とします。社会契約は、つまり、惨めな過去との断絶を実現するためにあるとされています。そしてこういった社会契約のお陰で斬新な時代が開かれて、この新しい時代はいくつかの拘束は生じるものの、個人

個人へかなりの利益をもたらすとされています。

ただ、人工の社会である以上、非常に脆弱な社会ともなってしまいます。ルソー論においてこそこれは一番目立つ要素になるでしょう。以上のような人工の社会を存続させるために、法学と制度の絶え間ない改革と改善が必要となって、統治様式の限らない段階的な改善が必要となってきます。ホブズとデカルトを師匠として仰ぐ de Saint-Pierre 師は次のように強調します。「勤勉な考察の結果、社会体制（憲法 *Constitution*）がいつまでも永続に存続しうるための合理的な原理原則を発見することは可能である」。de Saint-Pierre 師の志は「政治学の進歩」にあるとしました。そうするために、社会の完成化のためにどうすべきかを考察しました。『欧州における平和を永続に存続させるための提案 (Projet pour rendre la paix perpétuelle en Europe)』を著したことから現代でも彼の名は知られています。この著作はスペイン戦争が終わった時に作成されました。そのときに、欧州におけるキリスト教の18カ国（その後24カ国）の間の条約を結ぶことを提案しました。このように、欧州の国々を連邦において統合することによって、戦争の終焉を保障し、貿易の繁栄を保障することになるだろうと主張しました。

彼は司祭職を持たないものの、オルレアン公夫人の従事慈善施行司祭官を務めていたことから「師（神父）」という称号を貰っていましたが、放蕩主義で自由自在の理神論者でした。アカデミーとサロンを通いながら「フィランソロピー（博愛精神）」を志していました。彼こそが「福祉 (bienfaisance)」という表現を最初に作りました。つまり、社会に役立つ事業を行うことを意味する「福祉」です。言いかえると、人々の物質的な（身体上の）状態だけを改善することが「福祉」と呼ばれたのです。ですから、de Saint-Pierre 師は乞食を捕らえて強制的に労働させることを提案します。彼らを社会のために役立たせるためです（これは功利主義の一側面でもあります）。また、かれは当時のエリート層で広まりつつあった啓蒙された宗教像を完全に肯定してその新しい宗教観を仰いでいました。こ

のように、de Saint-Pierre 師は黙想系の修道会の解体を主張しました（黙想系の修道会は何の事業にも従事しないで、非常に貧困な生活をしながら単に天主への礼拝、祈りや内面的な生活に従事していることから、啓蒙された宗教観とまったく相容れない存在だったため、啓蒙主義によって否定された存在でした³³）。また、歴代国王の聖別式を古臭い陋習だとして批判しました。また、古典語であるラテン語とギリシャ語の教育に反対していました。そして、彼にとって、国家は単なる機械にすぎないので、そのため、国家の「機械装置」を限りなく改善できるとしていました。

1718年、『諸會議制論 (*discours sur la Polysynodie*) - または委員会体制論 (共産主義がかなり応用した体制でもあり、現代でも委員会主義的な体制とも通じている)』が出版されました。ちょうど、その時に、摂政官は一時的にこの諸會議制を試みましたが、実行不可能だとしてそれが早くも廃止しそうになる時に出版された書物です。さらにいうと、かつてこの体制を擁護していた サン＝シモン公ですらこの統治体制を仕方がなく「時限爆弾だ」と評価したほどに機能していませんでした。しかしながら、サン＝シモン公の諸會議制論とは de Saint-Pierre 師の諸會議制論とかなり違います。これらのもろもろの會議の構成員はもはや高等貴族であるのではなく、単なる専門家でなければならないとします。これらの専門家は機械である国家の諸機能や働きをよく把握しなければならない人々であるとなりました。つまり、政治とは君主の徳の実践によって成り立つものではなく、国家体制の合理性によってのみ成り立つことになります。つまり政治とはもはや嗜み、芸術 (art) でなくなります。政治とは単なる「技術 (Technique)」になって、他の科学と全く同じ原則で動いているということになります。言いかえると、よい政治家を得るためには賢明なる人々、また正しい人々を養成することではなく、政治家は単なる学問的な知識があり、博識を持つ専門家で足りているとします。そして、これらの専門家は犬国家という機械の一部として、機能不全があるたびに技術者が機械を修理するのと同じように、機械的に自動的なプロセスを応用するだ

けで足りるとされています。つまり幾何学的な精神が国家の統治思想を支配するようになっていきます³⁴。

進歩という名の下、de Saint-Pierre 師はテクノクラシー（官僚制度）をすでに描いていました。たとえば高等官僚を養成する学校の設立を提案しました。また、等級制度のある官僚制を敷く必要があるとします。なぜなら、昇級という可能性を公務員に示すことによって、その熱心さを招くからだとします³⁵。また、彼の提案において、公務員は「局」で編成されるべきだとして、公務員は共同という形で決定していきます。これらの局は諸々の規則を作成して、これらの規則は行政の手順となります。諸規定の目的はあらゆる可能性をあらかじめ想定・予定して、そのたび、公務員の取るべき行為を事前に決定することにあります（これは現代経済論、組織論にある「プロセス」「規定」の前身だといえましょう）。つまり、あらかじめ完全な合理的な体制を敷くおかげで、あらゆる可能性が想定されていることから、機械的に自動的に規定に則っているということで、単に規則を実行するだけで済むとされます。このような機械なる国家の等級の上から下まで、行政官はもはや自由意志を使うことがなく、単なるロボットの規則に従ったらよいということになります。このような発想に驚くべきではないのです。自由意志自体という現実は当時の啓蒙思想において否定されつつあったから驚くことでもないでしょう³⁶。de Saint-Pierre 師は次のようにコメントしました。「大国家は大機械だとみなすことができる。国王はいくつかの手段を使って、この機械を動かすに過ぎない」と。³⁷

このような合理的な国家は、機械化された国家であり、人間の力によって段階的に改善されていくとされますが、さらには全能なる国家であるとされています。社会契約論はみな、社会と社会制度がある国家のすべての構成員の間の意志作用的な契約から生まれたとします。ですから、法律とは一般意思の表明に帰するとされて、また法律こそが社会を改善するための一番良い手段だとされています。立法者は実定法を越える「法」に従うべきという発想はもはやありません。こういった思想において立法者を越

える法はないからです。宇宙にすでに存在する秩序を表現する「自然法」の権威は否定されています。神の法であればなおさらのことです。要するに、社会契約論は結局、アンティゴネーに対する叔父クレオーンの勝利を意味します³⁸。また以上のような体制では裁判官も「実定法の口」、言いかえるとロボットになることが理想とされています。1764年、チャーザレ・ベッカリーア著の『犯罪と刑罰』において、裁判官は法律を解釈する権限をもたないため、また「(法の) 精神を明らかにすること」も許されていないと断言します。彼が述べます。「すなわち、刑事裁判官は刑罰法規を解釈する権限を持たない」³⁹と。つまり、裁判官の仕事は単に次のような三段論法を行いながら、法律を応用することに留まるとされています。また実定法自体は侵すべからざる聖なる存在となります。「あらゆる犯罪の審理にあたって、裁判官は一種の完全三段論法によらなければならない。まず大前提として、一般的に適用する法。小前提は合法または違法の行為である。そして結論はかの裁判官が、被告人の赦免判決か有罪判決かになる」⁴⁰と。古典的だったウルピアヌスの正義の定義、「各々の分、各々の恩に応じて、恩返しすることにある」⁴¹という定義はもはや、通用しなくなります。もはや、公平を追求するという古来の「法の世界」もなくなります。ちなみに、近代的な法学は革命期になってから普及していくことにつれて、巷ではある格言が広まりました。「司法官が述べる「公平さ」に警戒せよ」と。1790年になって、かなり無謀なことに、ある法律家は同じようなことを次のように説明しました。まだ1793年の恐怖政治を経験していないから言えたのですが、次のように発言したことがあります。「一番穏やかな司法官だったとしても彼の個別意志に裁かれるよりも、一番残酷な法律の文字通りに裁かれてほしい」と。以前なら、法律（実定法）は（客観的な）正義の実践のための道具に過ぎなかったが、もはや、「机上の空論」となりかける正義は法律（実定法）への絶対な遵法の単なる道具になりかけていました。

以上のような機械たる国家の全能性は理論上に国家の技術上の合理性か

ら生まれます。国家の哲学上の福祉をもたらすとされることから生まれます。de Saint-Pierre 師は「啓蒙された独裁政治 (despotisme éclairé)」をすでに提唱していますが、(アンシャン・フランスの) 絶対君主制よりも啓蒙された独裁政治の方が何倍も権威主義的となっています⁴²。啓蒙された独裁政治は国家主義と啓蒙思想を合わせた政治です。このように、de Saint-Pierre 師は次のように評価します。「権力と理性は一緒になると、社会の利益のために、このような権力に対して何の制限も何の拘束も加えてはならない」⁴³とします。ヨセフ二世は自国において哲学の応用を試みたとして有名となりました。ところが啓蒙された独裁者の社会実験をみるとどのような結果があったのでしょうか。具体的に進歩思考を実践しようとした結果、かなり抽象的な「人道的 (humanitaire)」な目的を果たそうとしていましたが、結局、無限に国家の介入をより多くの分野へ広めて深めていきました。フランス革命の場合、革命以前の秩序なら国家が介入してはいけないところまで入り込んでしまったわけです。例えば、教育がそうです (子供の教育権は親にあるという伝統的な原則に対して近代的な国家、総力体制あるいは全体主義的な国家は教育権を親から奪い、公学校などを通じて国家の支配下に置く新しい要素が現れるようになりました)。また中間共同体 (社団 corps intermédiaires) の伝統的な特権が多々あったものの、これらの特権を無視して、行政の合理化を口実に国家の介入が拡大しました (例えば各ギルドは各業界の基準や規定を自律に治めたことに対して、近代国家において国家レベル、あるいは国際レベルで多くの基準や規定を実定法で決めるという新しい様式へ移ったのです)。また、さらにいうと、啓蒙された独裁者は近代化された宗教観に基づいて、教会を国家の傘下に置こうとしたし、黙想系の修道会を解体しようとしたし、国民に深く根付いていた (聖母マリアや諸聖人などへの) 信心を排除しようとしたしました。

また、人間そのものの自体も改革者の注意を惹きました。ホッブスにとっても de Saint-Pierre 師にとってもルソーにとっても、国家の第一の使命

は社会において人間が暮らせるように人間を教育することにあるとします。ジャン＝ジャックは特に社会契約の脆弱性を懸念しているため政治論と教育論とを密接につなげさせました。確かに、ルソーの契約社会論は本質的な矛盾を含むことから仕方がないかもしれません。なぜなら、人々はそもそも、個人だけで「完璧で孤独」なる人だったとしたら、一体どうやってこのような孤立な人間からなる社会は成り立って存続できるでしょうか。皆、孤立孤独で一人だけで完全に成り立っている人間の内に、一人でも社会契約から出て、独立した生活を改めて選んだら、もはや社会は崩壊するしかないのです。しかしながらルソーは以上のような内在的な矛盾を解決するために、無限の権力を立法者に与えるのです。そして、ルソーはこの立法者に人間の本性を変える使命を与えるのです。「一つの人民を設立しようとあえてくわだてるほどの人は、いわば人間性を変える力があり、それ自体で一つの完全で、孤立した全体であるところの各個人を、より大きな全体の部分にかえ、その個人がいわばその生命と存在とをそこから受け取るようにすることができ、人間の骨組みを変えてもっと強くすることができ、われわれみな自然から受けとった身体的にして独立的な存在に、部分的にして精神的な存在を置き換えることができる、という確信をもつ人であるべきだ。ひとことでいえば、立法者は、人間から彼自身の固有の力を取り上げ、彼自身にとってこれまで縁のなかった力、他の人間たちの助けを借りなければ使えないところの力を与えなければならないのだ。自然によって与えられたこれらの力が死に、無となる度合に応じて、新しく獲得された力はいっそう大きく、永続的なものになり、その制度もまたいっそう確実に完全なものとなる。だから、めいめいの市民が、他のもの全部に頼らなくては無であり、何もできず、また全体によって獲得された力がすべての個人の自然の力全部をあわせたものと等しいか、あるいはそれより大きいかであるときにおいて、立法は、その達しうる限りでの完全さの最高点にあると言えるのである」と。⁴⁴このような市民宗教の設立、あるいは国家宗教（パトリア、祖国の宗教）の設立は「社会契約と制

定法の神聖さ」にかかっているとして、一般意思による「全員一致主義」という仕掛けは社会契約の強化のために働いて、また各個人を密な堅い鎖で社会契約に繋がらせるはずだとされました。以上のような思想基盤は体系化されて、エリート層に普及するようになり、人間と社会の再生を実施するための全体主義的な試みを行う時期が熟したと言えましょう。この試みを実際に行おうとしたのがフランス革命です。

第二章 革命の再生政策の中枢に据えられた「進歩」

革命の流れなどを見ていくと複雑ではあるが、歴史上に多く起きた単なる反乱、反逆あるいは混乱とは根本的に異なる性質を持っていることが分かります。フランス革命はイデオロギー的な性質を持っていることにおいて、フランス革命の特徴を見出せます。Philippe Bénéton 教授が指摘するように、「フランス革命は歴史上の最初に起きたイデオロギー的な革命である」のです⁴⁵。フランス革命は既存の国家の根本的な秩序を完全に転覆しようとして、実際に旧秩序を転覆させました。この転覆は一定のイデオロギーに基づき行われ、この目的は既存の秩序の代わりに新しい思想、イデオロギーに基づいた新秩序を置くことにありました。ですから、1789年と1793年との表面的な違いはあるものの、同じ思想に養われていることにおいて、フランス革命全体は一つとなって一致していて、一定の一貫性と継続性を持ちます。さて、「イデオロギー」と言いましたが、具体的には何でしょうか。Philippe Bénéton が書きます。「イデオロギーとはある救済の約束のために闘っていかうとの呼びかけである。この救済の約束はあくまでも現世的な救済を意味して、無謬性の確実な約束だとされている。このようにこの約束を今すぐこの世で実現させなければならないのだが、そのために革命運動を通じて実現させる」と⁴⁶。救済の約束であるということとは人々の生活基準あるいは人々の幸福におけるかなりの進歩を約束しているということです。そしてイデオロギーの「無謬性」という性格は、科学万能主義から生まれます。イデオロギー（あるイデオロギーに帰依す

る)の人々はある種の科学的な方法を社会に応用しようとするから、必ず機械的に社会の再生のためによい結果を絶対にもたらせると確信し、主張しています(1)。また同じく、人間自体の再生のためのイデオロギーでもあります(2)。

1- 社会の再生

1789年の発言、文章、演説などを見たら、「再生(régénération)」⁴⁷という言葉が必ず出てきます。急進派にせよ穏健派にせよ、みんな「再生」という標語を使います。ルイ16世ですら、ヴェルサイユに集まった三部会の代表者の前の挨拶において、流行に負けて「再生」という言葉を使います。「再生する」はスローガンとなります。再生することが目的です。つまり、もう一度、フランスを一から造り直して、フランスを再び誕生させて、新しいフランスを建国することです。革命家の目的は新しい秩序を確立することによって、この世での幸福を得て永続に幸福を確立することにあります。もちろん、物質的な現世的な幸福になります。

必要とされている以上の再生の規模に関しては、1789年11月、国会議員の内、一番活発的な立法者の一人だった Jacques Thouret の言葉によって描かれています。「憲法を立案することは、我らにとって国家を再建し、再生することを意味します。ですから、型にはまった臆病さによって古い秩序にこだわってはいけません。なぜなら、新しい成果をもたらすためには旧秩序よりよい基盤をもった統治の装置などを敷く必要があるからです。何も変えなければ何の再生もあり得ないと同じように、改革などは旧弊を残すような単なる方便に過ぎなかったのなら、一時的な表面的な再生しか得られないでしょう。ですから、徹底的に再生する覚悟でなければ憲法を立案する意味がありません。」と。⁴⁸

再生の名の下、憲法制定議員たちは古来の伝統的な王政の秩序を一掃して、白紙に戻しました(タブラ・ラザ)。d'Antraigues 侯爵が説明するように「憲法を制定するために召命された我々は憲法制定への障害のすべて

を破滅せざるを得なかった」⁴⁹と。Thouret は次の方針を推奨します。「この憲法は旧憲法をすでに打倒したし、その代わりに（新しく憲法を）置くのですが、憲法の永続性を確保するためには旧憲法から存続したものを、何の痕跡も残さないようにすることにあります」⁵⁰。憲法制定議会の方針には二柱あります。第一に、カトリック教会の影響力を破壊することによって社会を世俗化することです。第二に、アンシャン・フランスの法体制の複雑な現実を特徴づけていた多数の慣習法と個別特権などを破壊することによって、一律に制度を合理化して統一化を図ることです。

まず、創造主たる三位一体なる天主がアンシャン・フランスの中心に据えられた状態は大昔から続いたのですが、宇宙と社会の世俗化というプロセスは天主の代わりに人間を宇宙と社会の中心に置くということを意味しました。このように、人間と市民の権利の宣言において、（前代未聞であるが）「天主」という言葉は見えておらず、宣言には「至上存在の下に書かれた」とだけあります。この表現の意味は大きいです。カトリック教会の三位一体なる天主の代わりには、理神論者の大建築家に置き換えられました。そして、この人権宣言を見るかぎり、この「神」は単に国を一応加護するかもしれませんが、この宣言を息吹かすこともなく導くこともないということになります⁵¹（本来ならば、伝統的に言うところ、あらゆる正式な史料をはじめ、勅令などならなおさらのことですが、かならず「天主の御導きの下にすべてをおき、天主の御旨になるように」と法律の頭に祈っていたという古典的な慣習と正反対なこととなります）。「法」とは「一般意思の表明」として新しく定義されています。それは、立法者は人間の意思、人間の次元を超える法、秩序に従わなくてもよいということを意味します。こういった「上」の秩序と法の存在は否定されているからです。具体的に言うと、特に自然法の権威は否定されています。ミラボー子爵は1789年8月28日、（聖書の）十戒を憲法の冒頭におくことを提案しましたがその提案は却下されました⁵²。また、それに続いて、三回ほど（1789年8月28日⁵³、1790年2月13日⁵⁴、1790年4月13日）カトリックを国家宗教にする法案が提

示されましたが、いずれも議会によって却下されました。最後の提案は1790年4月13日にありましたが、その日の議事録を見ると、革命家らはカトリックを国家宗教として認めることにどれほど深く敵対しているか、その日の議論の激しさと暴力性から視えます⁵⁵。カトリック教会を擁護する議員たちは徹底的な議事妨害に遭います⁵⁶。また、その指導者、つまりミラボー子爵と Cazales 騎士は議会を出ると革命運動家らによって襲われ脅されました⁵⁷。以上のような事実はフランスの伝統的な秩序に深く長く沁み込んでいたカトリックの影響力を破壊する意図を語っています。こういった目的はそのあとの出来事で明らかに確認されました。教会財産の国営化、修道会の誓願（清貧、貞潔、従順）の廃止と黙想系の修道会の解体、聖職者の市民憲章によって実現した国家への聖職者の隷属化などの政策を見たら明らかです。

そして、社会を合理化する目的もあります。そうするために、昔のフランスの骨格をなしていた共同体、社団、自治体、個別の特権や慣習法などを破壊することでした。なぜなら、これらの複雑な法体制は国家権力の発揮をさまたげていたからです。また、王政の改革の試みを失敗させました。1795年になって、シエイエスは伝統的な法体制を次のように批判しました。「全国に存在していた300数個の慣習法はかつてまで効力を持ち、悲しい雑駁な法体制だったなあ」と⁵⁸。古い秩序は数カ月の内に破壊されました。中間共同体、身分、地方、市町村、自治体などの特権は8月4日の夜に一気に廃止されました。1789年の秋、非常に古かった行政区分（provinces, pays, bailliages など）は廃止されて一律の「県」がおかれました。ミラボー伯爵は次のように言いました。「王国の新しい行政区分の第一の目的はそれぞれの地方の固有性、それぞれの共同体の固有的な文化と精神を破壊することにある」⁵⁹と。1789年11月3日、高等法院（Parlements）は期限なき休会の命令を受けます。そして、1790年9月7日、正式に解体されました⁶⁰。1790年7月12日、ボローニャ政教条約を革命が一方的に（つまり、本来ならば教皇とフランス王との両統治者の間に結ばれた条約であるから条約を

改めるには教皇の同意が必要であるが、教皇との交渉を抜きにして）廃止し、一方的に聖職者に市民憲章（Constitution civile du clergé）を強いました。1791年3月2日、労働組合（職業社団 corporation）や宣誓組合（Jurande）は廃止されました。王位だけは何となく1792年8月10日まで生き残りました。

伝統的な秩序を破壊しながら、議員たちは新しい秩序を築こうとします。この新しい秩序の原理、方針などは「人間と市民の権利宣言」に沿っています。また、この新秩序の具体的な全体図は1791年9月3～14日の憲法において敷かれています。具体的に、国民主権、世俗化、実定法至上主義などです。しかしながら1791年の憲法は革命のイデオロギーのこれらの原理などを確立することにとどまりませんでした。さらに、革命が敷いた手続法や行政の装置を見ると、もうひとつのことがわかります。実定法ではあらゆる可能性が事前に想定されているかのように、この新しい体制が敷かれています。言いかえると、憲法によって制定された諸権を担う人々は機械的にすべての場合、可能性が想定されたという幻想のもと、既存の法律を応用すればすべてがスムーズに運用できるだろうという風に新体制は敷かれています。これは、シエイエス神父著の有名な『第三身分とは何か(Qu'est-ce que le tiers-Etat ?)』に現れる国家が機械であるという思想の具現化だといえましょう。そこに現れる政治観では、政治家は単なる専門家、あるいは技術者に還元化されて、社会という機械が問題なく機能していることを前提にしているとされています。また革命家はこういった機械が存在するお陰で、人間の再生をもたらすことを期待しています。

2- 人間の再生

1789年の段階では「人間を再生する (régénération de l'homme)」という目的は稀にだけ主張されているものの、王国の再生の延長線は自然に人間の再生につながります。1790年の春、Thouret は再生者の憲法制定者の使命を拡大します。「徹底的に再生する必要があることは誰も否定できな

い」、なぜなら、この再生の必要がなければ憲法は「邪悪になり、理不尽になり、無確立になる」⁶¹からです。したがって、「国民の常識 (esprit public)」⁶²を変えるべきだとして、つまり集団の考え方をを変えるべきだという意味です。しかしながら、そうするために、少なくともある程度、個人個人の常識を変えなければ国民の常識を変えることは無理があるでしょう。この結論を引いたのは Rabaut Saint-Etienne 議員でした。1789年11月3日、国会で次の演説を行いました。「これまで、以前のあらゆる組織などのせいで国民が不幸に陥っていたところを助け、国民の最高の幸福のためにこそ、この国会があるのです。だからこそ、国民を改めて、国民を変えるべきです。言葉 (の意味) をも変えるべきです」と。⁶³

モナ・オズーフによると、再生思想は二つの種類で区別できると分析しています。一つ目は、革命の推進力のおかげで、再生が自発的に進むという考え方です。努力しなくても自発的に起きるこの再生方式に対して、もうひとつの再生方式の考え方があります。これは、強制的に再生させるという発想です。強制的な再生において、革命の進歩を妨げるあらゆる障害の破壊が必要となってきます。したがって、(再生を妨げるとされている) 個人個人の皆の心に残っている過去の物事のすべてを破壊することが強いられているということになります。モナ・オズーフは次のように説き続けます。「しかしながら、両方の発想が建前から正反対に見えるかもしれないけれども、両方が繋がっている『隠れた類似性』で統合されています」。その類似性は、啓蒙思想の「感覚論」においてこそ見出せます⁶⁴。

新しい人間を産むために、人間自体を変えるという発想を可能にしたのは18世紀の哲学者、すなわち啓蒙思想家の間に共有されていた人間像に由来します。この人間像は唯物論と感覚論を人間性の基盤にしています。思い出しましょう。百科全書の関係者にとっても、革命を導いた大人物にとっても、人間というのは、小さな機械に過ぎない存在であるとされています。そして、機械のように、五感を通じての視覚、触覚、聴覚、味覚、嗅覚などの感覚を受けて機械的に反応するとされています。そしてこれらの反応

を律するのは物理学や化学の法則ですが、功利、あるいは個人の利益（快楽）だけは人間という機械の目的だとされています⁶⁵。

感覚論に基づく啓蒙思想家らは人間が完全に理性によって把握しきれる存在だとみなすようになります。そして、完全に知られている人間を操作することは可能だとなります。また人間の幸せのために人間を「操作」すべきだとします。『大自然の体系 (Système de la Nature)』において、ドルバック男爵は次のように書きます。「人間を知りたいと思うのなら、こういった物質が彼を構成して、彼の性格を構成するかを発見すればよい。これを発見した時、その人の感情と傾向の性質と本質を知ることができる。このようにわかったら、ある時のある人のあることに対する反応を知ることになる。また、その持ち主にとっても社会にとっても有害なるその個人の構成と性格の欠陥を矯正するための治療をも知ることが可能となる。はい、これは間違いないことだ。ある人の性格を矯正することも、変えることも、変質させることも可能である。その性格を決定する物理的な原因さえわかっていれば、それをいじることによってそれができる」⁶⁶と。要するに、増加された進化された改善された新しい人間を造れるとしています。個人個人の感覚を操作すればそれが可能であるとして、良き市民になるように個人個人を変えられるとされています。1791年の憲法の文言をほぼ同じく踏襲した1795年憲法の次の文言においてこの思想は特に目立ちます。「フランス革命の記憶を残すべく、市民同士の同胞心を維持すべく、そして憲法・祖国・法律に市民を愛着させるべく、国民祭典を制定する」とあります⁶⁷。グレゴワール師が1795年7月14日の記念日の前日の際、次のように勧告しました。「これらの祝日は、哲学的な概念を目に見える形にさせるので、人々の五感を通して心に働きかけるだろう (…)

そして、(このおかげで) 国民の幸福をもたらす憲法と法律と国民とを一つにさせようだろう」⁶⁸と。同じ頃、『人間の体と精神との関係 (Rapports du Physique et du Moral de l'Homme)』との論文において、カバニス氏が人間という「材料 (matériaux)」を操作することを提案します。そういった「操作

(manipulation)」によって「健やかな強い人間」そして「善き賢き市民」⁶⁹を生むことを目的としています。つまり、彼の目的は、「人間の悟性の再生」⁷⁰であるといつて、言い換えると、人間そのものの再生であつて、つまり、人間を生れ変わらせるということにほかなりません。なぜなら、人間の幸福を図るイデオロギーが新世界を建設して、人間をその新世界に合わせるために、人間を再生産させる必要があるとされているからです。モナ・オズーフによると、「新人間を産むというのは、フランス革命の中心なる夢であるといえる」と結論します。そして続いて、「だが、夢と言ったところで夢だけではなかつた。この夢の実現のために、数えきれないほど相次いで組織・制度が設立された。新学校・新国家祭典・新県という新しい空間・暦、または、新しい時間・再命名された新場所等々の多くの例が挙げられる」⁷¹と付け加えます。まさに、かつての時代まで、天主が占領していた位置を人間が占領しようとして、フランス革命において、ずっと革命家が「新しいアダム」⁷²を創造しようとし続けました。

この「新しいアダム」の出産は、1792年夏から、政権を牛耳っていたジャコバン派の政治目的の中心に据えられました。ロベスピエールにとって、革命政治の目的は、「共和制を確立する (fonder la République)」ことにあります。言い換えると、共和主義者の市民社会を設立することです。また、善き市民の共和制を確立すべきであり、そしてロベスピエールの口には全く交換できる同じ意味をなす「大祖国 (Patrie)、大民主制 (Démocratie)、大共和国 (République)、大平等 (Egalité)」に愛着している市民の共和制を確立すべきであるとします。良き市民になるために、市民一人ひとり、その財産、感情と身体までを共和政のために犠牲しても惜しまない市民にしなければならないとします⁷³。

法律とは再生のための最高の道具だとされています。あらゆる分野において法律が介入していくようになります。好例としては、教育政策でしょう。Marie-Joseph Chénier (マリ＝ヨセフ・シェニエ) は1793年11月5日、次の提案をします。「国家教育と国民全体にもエミールにおいて示された

ジャン＝ジャックの模範を実践しましょう」。教育の目的は「共和主義者を養成することにある」とシェニエが明らかに示します⁷⁴。革命の祭典、共和制の暦、市民宗教などは人間の再生と再教育のための道具となっています。ジャコバン派によって進められて、生まれたばかりの共和制を固めるための手段だとします。ですから、シェニエは次のように説明します。「打倒された迷信⁷⁵の廃墟の上に、剣をもたらさないで平和をもたらし唯一なる普遍的な宗教を設立しましょう。この宗教は王をも臣民をも作らないで市民を作ります。敵を作らないで兄弟を作ります。宗派も玄義もない宗教です。この宗教の唯一なる信条は平等です。法律はこの宗教の預言者です。司法官はこの宗教の聖職者です。大家族のためにお香を捧げるのは祖国の祭壇の上のみです。祖国（パトリア）は皆の母と神です」⁷⁶。また、同じシェニエは以上の演説の6か月後、国民公会へ法案を提示しますが、「至上存在の存在と靈魂の不滅」の「可決」⁷⁷を宣言しました。市民の祭典の決定を弁明するためのロベスピエールも長く長く伸びる演説の際、市民の祭典の再生上の効果を強調します。「作り上げるべき社会の傑作は何であるでしょうか。いつも手遅れになる合理性の手出しを待たずに、深い社会内在においてこそ、人々のそれぞれの心に速やかな本能を作成して、その本能によって（反射的に）彼らが善を起こし、悪を避けるようにするということこそ、社会の傑作になるでしょう」⁷⁸。そうなるように、祭典は設立されたわけです。「[祭典は]人生の飾りと魅力になるように寛大な諸感情を作り起こすのです。つまり、自由への熱狂さ、祖国への愛、法律への遵守という感情を作り起こすべく、祭典があるのです。』⁷⁹

ただし、実際にジャコバン派は以上のような政策を実施しようとしても、意外と一般人はこれほど変わってくれないことに気づきました。多くの人々を再生してあげると言われても、容易には再生してくれません。再生者は皆の善のためにやってあげるのに、これは「いらない」ということで抵抗する人々も出てきます。「ほら、あなたの絶対の幸福のためであるのに、これほどの非合理的な不従順は赦せないもの」ということになり、この素

晴らしい革命を拒む原因は、それらの人々の治せない邪悪性に由来するしかないということになります。このように、恐怖政治によってこの邪悪性を潰せばよいのです。恐怖政治は再生のために使えない故障した人間材料を処分し破滅させます。ジャコバン派にとって、進歩とは過去との断絶を必要とするだけではなく、弁証的な闘争も必要だとされています。革命の再生を妨げるあらゆる邪魔者を潰すことによってだけ進歩が成し遂げられるとします。そして、再生という事業を妨げるというのは、再生を肯定するだけでは足りません。熱心に再生事業を支える必要があるので、熱意の乏しい者は邪魔者になります。サン＝ジュストは次のように説明します。「主権者の意志が君主政擁護者という少数派を根絶した時にはじめて共和政は本当に設立します。そして、彼らに対して侵略権を発揮して支配していきます」。言いかえると、「自由の敵を一匹残らず（…）息が止まった」⁸⁰時だけ、共和制は本当に設立するとサン＝ジュストが冷静に説明してくれています。

フランス革命からの教訓と模範はよく引き継がれました。それ以降のイデオロギー的な革命のすべてはフランス革命に倣います。ほとんどの場合、明白に述べながらフランス革命の継承者であると主張しています。そして、人類の科学的な進歩の名の下、諸全体主義は人生のすべてを自分の支配に置こうとすることを憚らないだけではなく、内面すなわち心の中まで侵入して、「正式のイデオロギー」と異なる考え方ですら根絶しようとして「遺脱者」を追い詰めて狩ります。そして、そういった狩りの挙句に、何度も大量的な根絶政策、つまり大量虐殺とジェノサイドを現代まで繰り返しています。このように、強いて言えばある進歩は確かに確認されました。技術の向上によって、虐殺とマインドコントロールの範囲拡大は限りなく進歩したぐらいでしょう。

～～

ポール・ドラクビエ、訳者より

【解題】

啓蒙思想と全体主義は親子関係にある

「啓蒙思想という暗闇について—啓蒙思想はヒトラーを産んだ。人種差別を産んだ。民族主義を産んだ。すべての革命を産んだ。」

ピショー先生の論文の和訳に寄せて、補足的に啓蒙主義に関する先行研究を紹介し、啓蒙思想の知られていない側面を示すことにする。

「すばらしい時代である近代の誕生」を可能にした寛容論、多元性をはじめ人間を解放した民主主義の母体となった啓蒙思想ほど称賛されるものはないだろう。啓蒙思想家の書物を読もうとも読ままいとも学者なら啓蒙思想家を引用すると安心できる、というほどに大変一般的に馴染む存在となり、「神聖不可侵」なる英雄たちとして捉えられている。

このように、啓蒙思想家に関する神話は根強く広まっている。

しかしながら、20世紀は、前代未聞の凄まじい戦争、大虐殺を呈した全体主義、恐怖政治が相次いで起こり現代に至っている。

そして神話とかけ離れたところに啓蒙思想の現実には暗に存在するのに、そこへ目を向ける人々は少ない。

少ないが、いないわけではない。法制史を専門にする Xavier Martin 氏、アンジェ大学の名誉教授は啓蒙思想家たちに関する画期的な研究成果をあげた。ヴォルテールをはじめ、「非常にうまく選別された選集」にのみ基づいて啓蒙思想家を分析するのではなく、Xavier Martin はヴォルテール、ディデロ、ダランベール、ドルバック、ルソー、エルヴェシウス、コンディヤック、ベッカリーアなどをはじめ、革命期に活躍してきたシエイエス、ミラボー、ロベスピエール、カバニス、ボナパルト、コンスタン、スタール夫人など、それからあまり知られていない啓蒙思想家をも含めて、幅広

い膨大な文章を読みこんで、今まで無視されてきた啓蒙思想の底流となるいくつかの傾向を明らかにされた。そうするために、出版された啓蒙思想家の書物だけではなく、膨大に残っている書簡集を活かすことによって無視された重要な啓蒙思想の側面に光を当てた。

Xavier Martin は啓蒙思想の再検討を行うために先行研究に大きく頼る。70年代に始まった革命再評価の波を汲み、Furet、Ozouf、Viguerie、Poliakov（『アリアン人種神話の起源』を残した画期的な研究）などの80-90年代の成果をも活かした。

Xavier Martin が見つけた啓蒙思想家による文章自体を読んでいくと目から鱗が落ちる。神話は崩れ、啓蒙思想家の正体が現れる。

啓蒙思想はフランス革命以降のすべての恐怖政治や全体主義の理論面の正当化の道具となったこと、それから古典哲学（アリストテレス哲学）と古典宗教（カトリック教会）を正面から否定した考え方の産物であることが明らかになる。また、法制史の専門家であるため、法学上にもナポレオン民法典や実定法至上主義の発想がいかに啓蒙思想に通じているか、以前の秩序を正面から否定するものであったかについても触れた。ピシヨー教授は次代の研究として位置づけられる。

また、Xavier Martin は啓蒙思想においてこのような全体主義が常に潜在していることを証明しただけではなく、啓蒙思想家の間の対立と派閥を越えて、正統キリスト教的な宇宙観と人間像を正面から否定するような思想という形で、全員そろって全く同じ思想基盤、人間像と宇宙観を共有していたことも明らかにされた。それに加えて、革命期はもちろん、19世紀ひいては20世紀などの革命家、活動家、独裁者などは啓蒙思想を意識してそれを参照して、啓蒙主義の系統を引き継ぐということも巧みに明らかにされた。

クイズから

序文に触れた記述を読んで驚く読者もいるだろう。「信じられない」と

いって驚いてもおかしくない。このため、最初に簡単な事例を示すことによって、以上の命題がまったく大げさではないことを示してみよう。そうするために、次の引用は誰が書いたかを当ててみてもらいたい。

「馬あるいは犬と人間との間にある差・距離以上に人間種族内における人と人との間には差・距離がある。なぜなら、ニュートンあるいはロックといった天才と農民あるいは Hottentot あるいは Lapon（ラップ人）⁸¹との間の差は計り知れないからである」⁸²

「ある哲学書を読んでいたが、彼が『最低の人であっても最高の動物よりも上位にある』といていたが、違うと思う。大勢の愚か者よりも、ゾウ一頭を高価で買うに決まっているからである」⁸³

「一般人と猿人⁸⁴との違いは、一般人とショーペンハウアーのような人間との違いよりも小さい」⁸⁵

基本的に以上の引用は三つとも人類の内に差別を設定して、人間と動物とは異質であると同じように、「人」よりも人間以下とされる動物なる「屑人間」もいれば、このような「屑人間」とエリートは異質であるかのような人種主義あるいは差別主義という共有認識がある。

さて、その出典はだれなのか。最初の引用はドルバック⁸⁶、第二の引用はヴォルテール⁸⁷、第三の引用はヒトラー⁸⁸だ。

後者の方が比較的に一番穏健に見えるので驚かれるだろう⁸⁹。

Martin 教授は十数点の書物で数千枚にわたって細かく多くの引用を並べながら、啓蒙思想のよく知られていない側面を紹介する。

枚数の制限もあるので、以下にいくつかの例を簡単に示してから、啓蒙思想ひいては現代に至るまでのイデオロギーにおける底流の核心部分が何

であるかを示すことにしてみたい。

1789年10月23日、国会にて

1789年10月23日の国会議事録⁹⁰において次の議事録がある。

「Mont-Jura に生まれた120歳の老人がご参会。自国を奴隷の拘束から解放してくれた国会を見たいという依頼で来た。

グレゴワール師はこの不思議な老人が入場したら敬老の念を示すため、議員が起立するよう、求めた。

興奮した国会は以上の案議を承認した。

老人は議會に迎え入れられる。議員たちは起立する。老人は親戚の方々に支えられて囲まれながら松葉杖をついて歩く。机の向こうにある肘掛け椅子に座る。帽子を被る。国会は一斉に喝采拍手。

老人は洗礼証明書を提出する。Saint-Sordin にて Charles-Jacques [Jacob] と Jeanne Bailly の間から、1669年10月 [11月と読むこと] 10日に生まれた。

Nairac 氏⁹¹の発言。ここにいる翁からフランスの再生とパトリア（祖国）の自由を見ることができるよう今日まで大自然がかれを存続させてくれました。彼は105歳まで市民としての役割を怠らずに果たされました。国王は2百リーブルの年金を下賜していましたが、彼の一族が今日を忘れないでくれるために翁の晩年を安らかに過ごせるように国会で追加の手当をわずかでも決めましょう。このように尊敬すべき翁への恩を示すことは、一族のためにも貴重な財産になるでしょう。

国会は愛国寄付の会計係の責任者たちにこの手当の処理を任せる。

議長が発言する。国民教育提案を作成した Bourdon de la Crosnière 氏から依頼があるということです。国民教育の一環として若者たちに敬老の念を教えることに当たって、立派なこの翁を我々のために横領する (Sic 原文のまま) 許可を願います。バスチユ攻撃の際、父が殺された子供が愛国学校で翁に奉仕し愛着してもらおうと。

ミラボー子爵 この翁のために何でもしてあげてもいいのだが、自由のままにさせてください

議長 翁へ。 国会は議会の長さの疲労もあるかと思うので、退場するようにお願いします。完全に自由となった祖国をこれからも長く享受できるように願います」

国会議事録という第一史料からもわかるように、以上の話は実際にあったが、翁は120歳であったのではなく、いまだに保管されている洗礼証明書によれば119歳ではあったが、参会の数週間後、120歳を迎えるということであったので、議員たちは少しだけの改竄を加えて120歳として宣言された。事件について蓋を開けたら、年金、手当などを貰うために親戚らが老人を利用しただけではあるが、このような不気味な演技を通じて、啓蒙思想の具体的な影響が簡単にみられるのでご紹介した。つまり公教育政策の担当者は、老人を単なる教育素材であるかのように、子供たちの教育のために、彼を「横領する (s'emparer)」と平気に議会に頼む。言いかえると、人を「単なる物扱い」して、材料であるかのように彼を「占有」する、横領すると平気というのである。そればかりではなく、国会は全能であるかのように、どれほど理不尽なことを提案して裁可されようとも、もしも裁可されたなら、もはや絶対的な掟になるかのような実定法至上主義も垣間見える事件である。その後、革命が進んでいくと、恐怖政治へと発展して、以上の事件は言葉だけにとどまるのではなく、現に人が物扱いされる

ことが普通になった。

「ゆりかごから墓場まで人間を横領 (s'approprier l'homme de la naissance à la tombe)」するという夢想は革命の「再生主義」あるいは「再生政策」に繋がり、恐怖政治をはじめ、ヴァンデーなどでの大量虐殺に繋がったのだが、それをあり得るようにさせたのはルソーへの賛称であると Martin 教授は細かく証明する⁹²。

さて、啓蒙思想家たちは本当にこのような全体主義的な考え方を生んだだろうか。わずかの事例だけでまだまだ納得のいかない読者が残っていてもおかしくないで、さらに深入りしてみよう。

人種差別の例・民族主義、優生学、ナショナリズムなどの起原は啓蒙思想家にあった

Viguerie の『啓蒙時代の歴史と辞典』において「人種差別」の項目はよくまとめられているのでこのまま以下に記す⁹³。

「人種差別・人種主義 (Racisme)」

啓蒙思想家の人種差別思想は欧州の精神危機の際に、生まれた (訳注・アザールの名著を参照し1680年代から1720年代までのことさす)。短い二つの文章の紹介だけに留めよう。一つ目は Fontenelle 著の『Lettres Galantes (恋文)』(1683)にある。

〈マダムのためにアフリカはよく尽くしてくれた。アフリカに生まれた最悪の二つの動物はあなたのために届けられる。(…)ここに一番愚かな黒人と一番頭の良い猿がある。この二つの動物の内、一匹はもう一匹の精神に憧れ尊敬することを知っていただければよい。もちろん黒人がもう一匹を尊敬する方である。〉

二つ目の引用は François Bernier による文書であり、1684年4月24日の「学者誌」での Lapon (ラップ人) についての文章である。

〈(ラップ人)を見たのは Dantzic で二匹だけになるのだが、見た限りでは(…)かなり醜い動物だ〉

次世紀の啓蒙思想家の哲学者たちは同じような記述を多く残している。黒人は下等人間として評価されているため特に蔑視されている。たとえば、Prevost 神父は Antigua 島における黒人奴隷の一揆について次のようにコメントを残す。

〈人間の姿しかないこれらの屑による侮辱行為だ。ハエやカエルが騒ぐ以上に(このような一揆に対して)考慮することに値しないのだ。〉(『Pour et contre 是非について』1737)

ヴォルテールにとって、黒人は人種上に下等であることは疑いのないことであり、黒人ですらそう思い込んでいるから自明だとヴォルテールがいう。〈彼ら(黒人)の知性は我々の知性と異質であり、遥かに下等である。彼らはあまり集中力がないし、あまり思考もできないし、良くも悪くも我々の哲学に向いていないと思われる。猿やゾウと同じくアフリカのあの地方の出身だ。白人に売り渡され白人を奉仕するためにギニアに生まれたと彼らは確信している(ほどに下等人間なのだ)〉(Essai sur les mœurs [諸国民の風俗と精神について] Œuvres, Editions de Kehl, 1785-1789, t. XVI, p.270)

ビュフォンにとって〈黒人は(…)背高くて太くてデカいが、愚かではかだ〉。Raynal は奴隷制廃止を訴えるのだが、同時に人種差別者でもある。なぜなら、彼は黒人がその身体においても精神の本質においても奴隷になるために生まれた、という立場だからである。〈黒人は生まれながらの間抜けであると同時に体が強い。精神上の弱さは彼らを奴隷の運命にさせてはいるが同時に精神が弱いため、身体上の力がすごい〉(Histoire des deux Indes [両インド史], Amsterdam-La Haye, 1785-1789, t. VI, p.120) コンドルセの場合、因果関係を逆にする。コンドルセにとって奴隷になっているから黒人が愚かになったとする。〈黒人はほとんどの場合、非常に愚かであることは無視し難いことだ。(…)主人の悪用によって墮落して、

その厳しさに碎かれて、主人の悪い模範によっても腐敗させられた」(Réflexion sur l'esclavage des nègres [黒人の奴隷制に関する考察], Paris, 1788, p.31 Schwartz という偽名で著された。)

Chambon にとって、黒人について皮膚が黒いのに一応人間だとする。「黒人は黒人でありながら我々と同じ人間だ」(Le commerce de l'Amérique par Marseille [マルセイユを拠点にアメリカへの貿易について], Avignon, 1764)

生まれながら黒人は下等人間であるのなら、啓蒙思想家はどうやってこれがあり得るのかを説明するのだろうか。ヴォルテールをはじめ、数人は「多人種論」を主張する。ヴォルテールによると〈黒人という人種は我々の類族と違う類族に属する〉(Essai sur les mœurs [諸国民の風俗と精神について], oeuvre complètes, 1785-1789, t. XVI, p.269)。Prevost なら〈アダムとイブから黒人が生まれた〉とは思えないとして、〈黒人と白人は違う起源をもつだろう〉(Histoire des voyages [旅史], t.X, 1747)と推測する。別の主張によると、白人も黒人も起源を同じくするというが、ある時、変質が起こり墮落した結果、黒人が生まれたとする主張もある。Cat 医者によると〈アダムの子孫の内に黒人へ墮落し得た子孫がいただろう〉(Traité de la couleur de la peau humaine [人間の皮膚の色論], 1765)。最後にもう一つの主張がある。黒人が人間と動物との間の「ミッシングリンク」だとする立場の啓蒙思想家もいた。〈黒人とはオランウータンと Pongos (訳注・オランウータンの科学名)から人間の間に位置する存在の種類であると思っておかしくないだろう〉と Rousselot de Surgy が『Mélanges intéressants et curieux (不思議な可笑しい雑録)』(1763-1765, t.X, p.164-165)において記す。ヴォルテールもこの説に魅力されて「猿もゾウも黒人も未完成な理性の閃きがあるかのように見える」といつている (Traité de métaphysique [形而上学論], 1739)。

イタリア人の歴史家、Carminella Biondi によると、啓蒙思想家らの「人種上の先入観」は「奴隷売買だけを原因にしている」と断言するが、あえ

て管見を述べるなら、彼女は因果関係を逆にしているように見える。なぜなら啓蒙思想家による人種差別は哲学上の原因を持つと思われる。啓蒙思想家の哲学は唯物論を中心にして靈魂の存在を否定する。靈魂が存在して不滅であると信じられているかぎり、人種、皮膚の色、文化の違いなどは靈魂の特異性に比べて重要ではないと大昔から評価されていた。ところが、啓蒙思想の唯物論的な哲学において靈魂は存在しない。その原理から少なくとも二つの大きな帰結が生じる。第一に靈魂は存在しないことから、身体上の違いだけが認識されるようになって、人々は「人種別」で還元化されてしまう。第二の帰結は動物と人間が混同されている。「動物から人間までの過渡は決定的ではない」と La Metrie が典型的に記す (L'Homme-machine [機械人], éd. 1966, p.78)。この思想に従うと、確かに動物と人間、人間と動物、それから黒人と猿はなぜ決定的に異質の存在ではないとすべき根拠はなくなる」。

以上のような確認は人種差別だけではなく、次のテーマについても先行研究において確認された。男尊女卑観、ヘイトスピーチの原型、世論誘導と扇動の原型、大衆など庶民への蔑視、ユダヤ人嫌い、カトリック教会嫌いなどがある⁹⁴。

また Poliakov 氏⁹⁵も証明したように、ナチスのイデオロギーは啓蒙思想の子孫である。

またアメリカでの日本に対する人種差別、あるいは戦前の日本民族主義の由来を考えるためにも重要な系統になるのではないと思われる。

ところが啓蒙思想の闇が明らかになっても、なぜこのようなイデオロギーが生まれ得たのはまだ明らかにならない。次の節でそれを簡単に紹介しよう。

伝統欧州の古典哲学と神学を否定した上に確立した「近代」とは？「本性⁹⁶」への否定

欧州ひいて西洋は一枚岩ではない。啓蒙思想などは西洋の基盤が発展した形で形成したのではなく、近代とは西洋の基盤を正面から否定した形で生まれた。しいて言えば「近代」とは「反西洋あるいは西洋破壊」の現象だと言える。

近代の全体主義を生んだ啓蒙思想の理論基盤を見てみるとそれがわかる。なぜ、このようなジェノサイドを正当化することができたかという点、Viguerie も Martin も多くの研究者が指摘したように、啓蒙思想の哲学は唯物論を基にしているので、「人間の本性」の存在を否定する。「本性」はいわゆる人間たらしめる特徴であるとして、人が生まれながらのものであるとして、いわゆる「犬から人が生まれない」という単純な事実を古典的に指す表現であるが、啓蒙思想家たちはこの「本性」の存在を否定することによって、人間の間と人間と他の存在の間に乗り越えられない壁がないとした結果、このような境を消した⁹⁷。このように、人間は動物扱いされるし、逆に動物を人間のように扱ってもいいし、あるいは人間を神にさせることも可能となるし、神を人間化させることも可能になる⁹⁸。さらにいうと、人間の本性が存在しないことから、その存在しない本性を「創造」（トランスヒューマニズム、新世界の建築）、「改善」（優生学）、「再生」（フランス革命、新世界の建築、共産主義系の新しい人間としての労働者と社会）などという発想が可能となる。何でもあり得るようになる。

近代以降の多くのイデオロギーを見ると、色は異なり多様的であるものの、その基盤には皆、以上のような本性が存在しないという「人間像」と「世界観」に立つという点において共有認識を持つ。

しかしながら、それよりも重要なのは、いわゆる右翼と左翼ともに独裁政治を生んだ以上のような「革命思想」が、既存のキリスト教の秩序と古典哲学と古典神学を正面から否定するという形で生まれたということである。

古典的に、アリストテレスをはじめ、中世のトマス・アクィナスなどは形而上学を基にして物事の「本性」が存在するという前提に、本性はどうなっているかを認識しようとするのは学問であるとされてきた。近代学問の誕生に繋がって、この意味で「近代」学問は近代的ではなく、中世の産物である⁹⁹。また、人間の本性が存在するという前提になるので、その本性を変えることも改善することもできず、それを受け入れた上で、その本性をなるべく果たし、言いかえると「完成化」し、本性に従う目的を発見して本性に刻まれる目的を成し遂げることこそは人間の本物の「幸福」に繋がるというのが西洋の古典的な考え方であった。また、人間は生まれながら人間なので、「相応しくない」人間というのは存在しないことにもつながる。人種主義、人種差別が生まれようとも生まれようがない。

またキリスト教にもはっきりと教えられている。「もう、ユダヤ人もギリシャ人もなく、奴隷も自由民もなく、男も女もない。みんなキリスト・イエズスにおいて一つだからである。あなたたちがもしキリストの者であれば、アブラハムの子孫であって約束の世継ぎである」(ガラツィア人への手紙、3、28-29)。また聖母マリアという位置づけによって女性への尊敬は古典西洋に於いてどれほど育まれたのもよく知られている¹⁰⁰。

以上のような基盤の上、カトリック信仰を基盤に西洋の文化は育まれた。もちろん、以上の教えは位階制と権威を全面的に肯定することを前提にしている。「すべての人は上の権威者に服従せよ。なぜなら、神から出ない権威はなく、存在する権威者は神によって立てられたからである。それゆえ権威に背く者は神の定めにも背く。背く者は神の裁きを招く」(ローマ人への手紙、13、1-2、続きも重要なのでお勧めする)。または男女の別で言うと、結婚において「キリストを恐れて互いに従え。妻よ、主に従うように自分の夫に従え。(…)夫よ、キリストが教会を愛し、そのために命を与えられたように、あなたたちも妻を愛せよ (…)」(エフェゾ人への手紙、5、22-27)。

全欧州で信仰における統一と同時に、政治体制、文化、言語、文明など

は限りなく多様になった。G・K・チェストンの格言にあるように、本来ならば神と人間にのみ適用されている考え方を地上において実現しようとした近代は「キリスト教的な概念を（本来の神学から外して）狂わせたものだ」といえよう。言いかえると、「自由検討」あるいは「異端（もともともギリシャ語で「選ぶ」という意味であるが）」などは、好き勝手に信仰の中に一部だけを選び、それを絶対化させることによって暴れ出す。たとえば、先ほどの聖パウロの手紙（みんなは男女なども違わない）を切り取って、絶対化させて、文字通りにすれば、とんでもない平等主義を正当化するために利用されうることがわかる。ところが、同時に福音とキリストの教えを正面から裏切ることであることもわかるだろう。このように、古代から異端が怖れられた所以である¹⁰¹。

それを示すために、最後に有名な「民法」を例に、革命がどうやって正面から伝統を否定したかを見てみよう。

民法典は啓蒙思想に通じている革命的な法典—所有権に対する発想の変化を例に

民法典は通説によると非常に保守的な法典であり、伝統的な秩序を確立させた上、法学の宝石であるかのように称賛されている。また、過去の叡智を最高に活かしながら、法学上の法典化を実現させて、決定的な進歩を果たしたとされる¹⁰²。

ところが、そうでもないと Martin 教授が証明する¹⁰³。趣旨を述べると、表面的に法学上の継続性があることは見えているが、根本的に革命的な法典であるという分析になる。なぜなら、いろいろの制度、手続法など、二千年以上に積み重なった素材を引き継ぐしかなかったものの、法の精神が変わったからである。例えば婚姻制度などがそうである。一夫一妻制を一掃しようとも、当時なら簡単にそれを破壊することができなかったが僅か230年経ったところで、現代のフランスの民法典においては離婚、同

性婚、事実婚などはもはや合法化されて認められている。千年以上も婚姻制度は堅く変わらなかったのに、二世紀だけでこれほど婚姻制度の基準が変わるとは、民法典の作成者たちは想像だにしなかっただろう。同時に法典の「精神」は啓蒙思想に完全に通じるようになった。Martin 教授はそれを証明するにあたって、民法の作成の準備のための史料を分析して、またはボナパルトや民法の作成者の思想を探ることにした。この結果から、彼らは徹底的に啓蒙思想系の哲学を基にしていることを Martin 教授が示す。キリスト教的な精神を除いた形で形骸化させられた古典的な制度を維持しながら、その在り方は革命思想に基づいて確立された¹⁰⁴。

さらに「所有権」を例に、以上のように「保守」に見えながらも実際、「以前の秩序の否定だったこと」という二重性を示してみよう。そうするために、ライオン大学元教授、経済専門の Gilles Debot¹⁰⁵の言葉を借りよう。

まず、伝統的な所有権の在り方についてである。

「聖トマス・アクィナスによると『宗教的な共同体において以外、私有権は共産権よりもまさる』とします。時間の問題で割愛しますが、つまり、私有権は本当に私有権であり（すべては王の支配にあるとする）「王土王民思想」とは通じないのです。しかしながら注意してください。中世の所有権は現代のような絶対的な所有権ではありません。制限付きの所有権です。具体的に言うと（例えば）城は共同体の共通善のために存在する限り、城の場合、領地域内の臣民の安全のために存在する限りの私有権だということです。具体的に城主には城へ臣民を避難させる義務があるということです。また武器をとり貴族が戦う義務があります。私有される城は安全上のサービスを共同体に与えるということです。

このような共同体権は多くあって、このように私有権を制限します。」

以上のように広く学者によって前提にされている「絶対的な所有権」は

思想上にも運用上にも歴史に照らして最近の事柄である。裏を返せば意外にも日本中世の「所有権」の在り方と前近代のフランスにおける所有権の在り方の間の共通点は少なくないかもしれない¹⁰⁶。

ところが、フランスにおいて人権宣言の延長線上に、民法典の全国一律化により所有権の意味が変わってしまった。

「簡単です。新しい社会において簡単です。イギリスでは長年に続いたプロテスタント宗教の影響の結果、フランスでは激しい革命の破壊の結果、私有権の意味は変わります。絶対的な私有権となっていきます。言いかえると、私有権を制限することもないし、もはや私有権を具体的に論じることはできないという新しい見方になります。

人権宣言にある表現によると、「私有権は不可侵かつ神聖な権利」だというように絶対化されています。宗教が消えた中、新しく神聖なることは私有権です。」

このように資本主義につながり、そして資本主義を否定する社会主義につながるが、別の課題になるから、そこまでにしておこう。いいかえると、「保守思想」あるいは自由主義あるいは経済論には「所有権」がよく重視されているが、近代的な意味での所有権を絶対化させるという点において革命思想と啓蒙思想と変わらない同じ基盤を持つということになる。

結びに代えて

学問は現実をありのままに認識しようとして、歴史学なら、過去の史実を対象にしてさらに因果関係をなるべくただしく見つけようとする。人間能力には限りがあるからこのような営みを間違いなく完璧には出来ないものの、学界での論争によって、ある程度の確実性が期待されている。

ピショー先生の論文と本稿を機に啓蒙思想は歴史上にどのような思想基盤をもったか、それからどういった歴史をもったか、そして啓蒙思想から

どういった政治的な帰結を伴ったか実感できる事例になりえたのなら幸いである。すこしでも今後の研究発展に励むきっかけになれば本稿の目的は達成される。

良くも悪くも、意識しないとしても暗にも、原理・原則、あるいは「掟」を前提にし、人々は動き出すし、考えるし、社会の秩序は形成されていると思われる。

現代社会、現代学問に対して過剰な影響力を及ぼし続けているのに、啓蒙思想は美化されたイメージが広まっているせいか、どういった思想基盤、それからどのような思想だったか曖昧にされているままで、あまり認識されていない。また、どのように思想から政治運動へ展開してきたか、全体主義を生んだか、また近代の基礎を成したのも意外にも知られていない。

本稿は微力ながら、より正確に啓蒙思想を理解するために貢献できたら何よりも嬉しく思う。

参考文献

- Xavier Martin, *Mythologie du code Napoléon* (ナポレオン法典の神話), DMM, 2003,
- Xavier Martin, *S'appropriier l'homme-Un thème obsessionnel de la Révolution (1760-1800)* (「人間を横領するぞ」—革命が抱く執念), DMM, Poitiers, 2013
- Xavier Martin, *Nature humaine et Révolution française - Du siècle des Lumières au code Napoléon* (人間の本性とフランス革命—啓蒙時代からナポレオン民法典まで), DMM, Poitiers, 2015
- Xavier Martin, *Naissance du sous-homme au cœur des Lumières - Les races les femmes, le peuple* (啓蒙思想の中心に人間以下の人間の誕生について—人種、女性、大衆), DMM, Poitiers, 2014
- Xavier Martin, *Voltaire méconnu - Aspects cachés de l'humanisme des Lumières (1750-1800)* (よく知られていないヴォルテール—啓蒙

- 思想家の人道主義の隠された側面1750-1800), DMM, Poitiers, 2015
- Xavier Martin, La France abîmée - Essai historique sur un sentiment révolutionnaire (1780-1820) (壊れたフランス - ある革命感情に関する歴史試論 1780-1820), DMM, Poitiers, 2019
- Jean de Viguerie, Histoire et dictionnaire du temps des Lumières 1715-1789 (啓蒙時代の歴史と辞典 1715-1789), Robert Laffont, 2007
- Jean de Viguerie, Les Deux Patries (二つの異なるパトリー), DMM, Poitiers, 2017
- Jean de Viguerie, Itinéraire d'un historien (歴史家としての歩みについて), Dominique Martin Morin, 2000
- L.Poliakov, Le Mythe Aryen. Essai sur les sources du racisme et des nationalismes(アリアン神話。人種差別とナショナリズムの起原を巡って), Paris, Calmann-Levy, 1971 ; rééd. Augm, Bruxelles, Editions complexes, 1987
- Philippe Pichot, 『フランス革命』, Via Romana, 2014.
- Philippe Pichot, 『進歩、啓蒙思想と革命』、以上公開
- J.de Maistre, ジェアン—ジャック・ルソーによる「人間不平等起源論」という文章の検討 (Examen d'un écrit de J.-J.Rousseau sur l'inégalité des conditions), 1884. (Gallica より)
- ポール・アザール, 野沢協訳『ヨーロッパ精神の危機 1680-1715』法政大学出版局, 1973年

注

- 1 原文の文脈により、ニュアンスを汲むために「Progrès (進歩)」という言葉を進歩思想、進歩思考、進歩主義のいずれかの訳語を採用した。本稿は進歩思想全般の流れに関する考察なので、時代によってそれぞれの「進歩」についての思想は少しずつ違う。フランス語では一般的に「progrès」あるいは「idée de progrès」

あるいは「esprit de progrès」などの表現が使われている。「progressisme」などはほぼ使われていない。なぜなら、20世紀以降の政治学上の「進歩派」を指すことが多いからである。

もしもあえて、進歩思想と進歩思考と進歩主義との表現のニュアンスを示してみたら次のようになるだろう。「進歩主義」とは徹底的に「進歩」という概念を体系化したイデオロギーの中枢に据えることにする営みであろう。「進歩思考」なら、より緩やかな形で、「反射的に」新法主義的な思想と論証を展開していくようなことになるだろう。言いかえると、メンタリティーとして進歩主義になるだろう。「進歩思想」ならより一般的な呼称となり、イデオロギーという体系化にならないとしても、このイデオロギーの結晶のために考えられた進歩についての思想を指すだろう。

- 2 訳注・1589-1670。貴族。作家と詩人。1634年、アカデミー・フランセーズの一員となる。
- 3 Oeuvres complètes de Racan. Tome 1 / nouvelle édition revue et annotée par M. Tenant de Latour ; avec une notice biographique et littéraire par M. Antoine de Latour, p.197
« Il laboure le champ que labourait son père [...] / Et ne recherche point, pour honorer sa vie, / De plus illustre mort ni de plus digne d'envie / Que de mourir au lit où ses pères sont morts ».
- 4 Cf. notre thèse : *Conserver l'ordre constitutionnel* (XVI^e-XIX^e siècle), Paris, LGDJ, 2011, pp. 170-176.
- 5 訳注・ザヴィエル・マルタン。1945年生まれ、法制史専門家、アンジェ大学教授。和訳に続く解説を参照。
- 6 訳注・ちなみに、否認の原因はガリレオの説の中身よりもかれの攻撃的な不従順な態度にあったとされている。
- 7 Jacques Maritain : *Le songe de Descartes*, Buchet Chastel, Paris ; *Trois réformateurs*, Plon, Nourrit et Compagnie, Paris, 1925.
- 8 René Pintard, *Le libertinage érudit dans la première moitié du XVII^e siècle*, Genève, Slatkine, 1983, p. 570.
- 9 訳注・「信仰 (Foi)」のカトリック神学上の定義は次の通りとなる。天啓によって示された信条(真理・教義)を積極的に受け入れる「意志の行為」だとされている。それから、誤解しやすいラテン語に由来する「Veritas (真理)」の古典的な定義を以下のように示しておく。

「真理／真実を知ることは何であるだろうか？物事の本質のありのままに知性によってこれらの物事を捉えて、そして頭の中にこれらの物事の本質の間の関係を現実において実際ある関係通りに、知性の判断によって正しく把握することである。つまり、例えば、ある人が白人であるとしよう。私の感覚を通じて彼が人であること、またその皮膚は白いということを見ているとしよう。この感覚を踏まえて、「彼は白人だ」と判断して言い出すのなら、私の判断と現実とは一致している。この場合、この判断は「正しい (vrai)」という。つまり、実際において実在にありのままに存在する通りに、ある物事・事柄を私が判断するとき、この判断を「真」「正しい」という。」(Etienne Gilson, *Eléments de philosophie chrétienne* キリスト教的な哲学の基礎知識, Petrus a stella, 2018 (1960), p.396)。

このように、中世欧州において信仰と理性とは矛盾するのではなく、信仰の真理は理性を超えることがあるものの、理性で解ける真理と矛盾しないというロジックで欧州中世では思想基盤をもった。このように神学上の真理は理性を越えているので、これらの教義を受け入れるべきであるとして議論の対象にならないが、それ以外の真理は検討可能となり、つまりいわゆる近代的な「科学」を可能にさせることとなった。

また、真理についてわかりやすくいうと、学問は真実を対象にしているはずだが、Veritas という古典的な意味での「真」になるため、外にある現実（歴史学において出来事、史実であるが）とその現実についての判断が一致する時に「真」になるという。

言いかえると、学問が対象とする「真理」は排他的な性質をもっているものの（外にある現実是一定・不動しているかぎり）、人間の能力の制限のために現実を間違えて判断することが多いため、学問でいう「調査、検討」をする必要があり、そこで論争や議論が生じて、現実をありのままに判断するという意味での真理に近い成果に近づけるために、理性を活かしている。このように、真理にはその対象による現実とその現実を知る方法によっていくつかのレベルがあると古典的にはされていた。大きくいうと、真理としての価値でいったら、低い順からいって、第一に仮説的な真理（自然科学による真理、最初から仮説に基づいた理論をたてて、新しい観察によって否定されるべき真理であるとして、低い真理だとされてきた。それに、物質的な事実を主に対象となることが多い）がある。第二に他の学問が対象とする真理（歴史なら史実、数学なら抽象上の数理と概念。人間についての学問はより高等な次元にかかわるので、その意志と理性にかかわるものとして、より確立性のある真理だとされていた）がある。第三に哲学的な真理（人

間の本性を対象に理性によって結論付けられる原理原則についてである。本来ならば、場所や時間に関係なくだれでも結論を出せる原理・原則を指している。それに、大きくいうと道徳—それから古典的な学問別で言う道徳の一環として位置づけられた政治—などもそこに入る。理性によって得られる知識として、人間性にに基づいているとして変わらない真理（原理・原則）であるとして、確立性の高い真理だとされた。例・アリストテレスがいう「人間は政治的な動物である」という命題がある。）がある。最後に、古典的に言う、神学が対象にする真理こそは最高の真理だとされた。なぜなら、神学上の真理は人間と違って間違えられない、嘘をつかない天主によって啓示されたものなので、理解しなくても確たる真理となる、そして神学はそれらの啓示された真理に基づいて、理性を活かして天主に関するいくつかの他の真理を明らかにしていく学問だとされていた。

- 10 Ainsi dans son Arrêt burlesque « donné en la Grand'Chambre du Parnasse, en faveur des maîtres ès arts, médecins et professeurs de l'université de Stagyre au pays des Chimères : pour le maintien de la doctrine d'Aristote », Boileau ironise sur l'attachement dogmatique des universitaires à la médecine complètement dépassée d'Aristote (Jean Meyer, « La Santé », in Jacques Truchet (dir.), *Le XVII^e siècle*, Paris, Berger-Levrault, 1992, p. 130). 訳注・不本意ながらであったとしても、大学の先生をからかうことによって、デカルトも大学の先生たちを馬鹿にしていたので、デカルトに対する好感度は上がったということになる。
- 11 Frédéric Rouvillois, *L'invention du progrès ; aux origines de la pensée totalitaire* (1680-1730), Paris, éditions Kimé, 1996, pp. 230-238.
- 12 Paul Hazard, *La crise de la conscience européenne* (欧州精神の危機), Fayard, 1961, p. 118.
- 13 訳注。Jean de Viguerie について解題をも参照。
- 14 Jean de Viguerie, *Histoire et Dictionnaire du temps des Lumières*, Robert Laffont, 1995, p. 116.
- 15 Jean de Viguerie, *Histoire et Dictionnaire du temps des Lumières*, Robert Laffont, 1995, p. 116.
- 16 S'agissant de l'importance du cartésianisme dans la formation intellectuelle de la première moitié du XVIII^e siècle, nous renvoyons à la thèse de Jean de Viguerie, *Une œuvre d'éducation sous l'Ancien Régime ; les pères de la doctrine chrétienne en France et en Italie* (1592-1792), Paris, Editions nouvelle aurore,

1976, pp. 539-563.

- 17 Isabelle Storez, *Le Chancelier Henri-François d'Aguesseau, monarchiste et libéral*, Publisud, 1996, p. 438.
 - 18 Storez, *Le Chancelier Henri-François d'Aguesseau, monarchiste et libéral*, p. 431.
 - 19 Michel Antoine, *Louis XV*, Paris, Fayard, 1989, p. 344.
 - 20 サン＝シュルピス神学校とはフランス近代期における一流の神学校として位置づけられている。全国の神学校への模範をも示し続けた大神学校だとされている。また、トレント公会議の司祭養成に関する改革はこの神学校からフランスへ導入された。
 - 21 訳注・法、戒律、掟に対する解釈の変化にも由来する新しい信仰観でもある。要するに、絶対に逆らえない至上権威者による絶対なる全能なる命令としての「戒律至上主義」となる「法律観」はカント哲学が広めた。しかしながら、以前の古典的な考え方はカトリック中世では深く広まっていたが、これらの掟などは「秩序」の一環にすぎないで、我々の幸福のためにあり、いわゆる勝手に決められたことではなく、至福を目途に天国に辿りつくために天主が愛する被創造物を手伝う「法」であるという考え方が基本であった。つまり、法は法であるからといっても盲目的に従うべきであるのではなく、自分の善のために設定されているから従うべきであるとされていた。簡単なたとえでいうと、ある機械の利用手引に書いている説明のようなものである。このような利用手引に従わなければ、機械を壊すことがある。例えば、洗濯機に服ではなく猫でも入れて洗おうとしたら、善い結果にはならない。古典的な哲学において、同じように、人間性にそった掟などに従わなければよい結果にならない、という理解となっていた。Renaud de Sainte Marie, *Le désir du bien* (善への欲望), Téqui, 2021を参照。
- また、聖トマス・アクィナスが定着化した法の古典的な定義は次のようになっている。「[法]とは「共通善を目指しての理性による規定であって、共同体の世話を担当している人によって公布される」(大全、IIae,90問、4項)
- このように、ある神学者兼哲学者の言葉を借りたら、次のように古典の定義について解説されていてヒントになるだろうということで記しておこう。「秩序は、その前提として必ず秩序づける「知性」がある。知性が前提となっている。従って、「法は理性による規定・命令」だと言われている。
- 法とは、理性が物事において秩序立てる営みである。だから、本来ならば、命令するとは「理性の作用」の結果である。なぜかというと、何かを命令するのは、

命令する対象の善のためにあるという理由があるからである。

以上の古典的な定義は近代的な発想と真逆である。特に権威に対する近代的な発想と対照的である。

意志を絶対化するカント哲学に由来するそういった「権威主義」という近代的な発想は、「理由なしに理性の作用なしに、命令するだけで法となる」という発想になったからである。考えてみるとこれは理不尽な発想である。なぜなら、その定義では、法は法でなくなるからである。「秩序づける」命令という本来の「法」ではなくなる。なぜかというと、理性などを除いた純粋な「命令」としての「法」は、何の秩序を立てることもなく、単なる「気まぐれ」に過ぎなくなるからである。これは法に対する解釈の大きな変質を意味して、それは「近代的な法」の定義の大問題である」

中世の秩序観と近代の秩序観の断絶は大きかったということになることが窺えるだろう。

- 22 訳注・1658-1743。啓蒙主義の一人であり、制度改革を提唱した一人である。
- 23 訳注・即位の一環として行われる最も神聖なる聖別式を得てから、王は瘰癧病者へ接手するという、奇跡的な治癒を行う儀式であるが、啓蒙主義の間で疑問の空気が広まると、儀式の際、医者なども付くようになり、病者は本当に病者であるかどうか事前に調査されて、それから治癒したかどうか儀式後に調査されるようになった。この結果、理由不明の治癒が何度も確認された。ルイ14世からシャルル10世まで（1825年）、在位の間、大祝日の際、このような接手が行われていた。史料として多く残っていて、瘰癧（るいれき）病者への接手の後に治癒した者へ「完治証明書」を発給することに繋がる。それを詳しく研究されているのは、たとえば、ランス大学の教授、Patrick DEMOUY, 王の聖化祭 (Le sacre du Roi), La Nuée Bleue, Strasbourg, 2016. (カール5世の典礼書フランス語全訳含め) を参照。
- 24 Rouvillois, *L'invention du progrès ; aux origines de la pensée totalitaire*, p. 356.
- 25 Viguerie, *Histoire et Dictionnaire du temps des Lumières*, p. 364.
- 26 Xavier Martin, *Mythologie du code Napoléon*, DMM, 2003, pp. 95-125.
- 27 Cité par Xavier Martin, *Mythologie du code Napoléon*, pp. 109-110.
- 28 Cité par Xavier Martin, *Mythologie du code Napoléon*, p. 101.
- 29 Argenson, *Considérations sur le gouvernement ancien et présent de la France*, pp. 15 et 18.
- 30 Chrétien Guillaume Lamoignon de Malesherbes, *Remontrances du 5 mai 1775*,

in Elisabeth Badinter, *Les « remontrances » de Malesherbes (1771-1775)*, Paris, Flammarion, 1985, p. 193.

- 31 現代政治学を支配する「社会契約論」の基本発想に他ならない。古来の古典政治学において、社会は「自然」的な現実だとされていた。ここにいう「自然」とは生まれながらの人間性から生じる社会の要素を指す。言いかえると、生まれながらの人間性である上、人間の手で変えられない人間性であるとして、社会の基本要素も既存に存在していて、現実であり、変えられないとされていた。例えば、アリストテレスをはじめ、前近代の基本原則となっていた「人間は政治的な動物である」という命題はまさにこの伝統的社会像を表す。言いかえると、人間は生まれながら親や社会上の関係を必要としていることから、人間は生まれながら社会を必要としている。従って、社会は「自然」的な事柄であり、人工的にできたのではないとされていた。裏を返せば社会を抜きにして人間を考えられることもできないどころか、社会（家族をはじめ）を抜きにした人は生き残れないし、人間として生きていけないとされていた。この意味、社会契約論は古典上の政治学の基盤を正面から否定することになり、「人間は最初、ばらばらで、都合の良い社会を作り上げられる」という発想に基づいている。
- 32 Frédéric Rouvillois, *L'invention du progrès*, pp. 324-369.
- 33 訳注・具体的に、コンビエーニュのカルメル会の修道女の死刑に繋がったといえる。棄教を拒み続けて、修道生活をつづけた修道女たちは革命期の1794年、コンビエーニュのカルメル会の修道女全員は革命裁判によって死刑判決が言い渡されて執行され、ギロチンにかけられた。殉教者だと認定され、1906年に列聖された16人の最期は死刑台周辺にいた人々を感銘させた。この事件の流れを追っていくと、1789年の革命早期からのカトリックへの迫害の展開を簡単に確認できる事例であるので、ご参照を。
- 34 Hazard, *La crise de la conscience européenne*, p. 24.
- 35 裏を返せば、前近代のフランスにおいてこのような「官僚制度」、「公務員制度」は存在しなかったことになる。この意味で、古代中国と日本の律令制はかなり「近代的」だと評価できるだろう。
- 36 Rouvillois, *L'invention du progrès ; aux origines de la pensée totalitaire*, pp. 357-370.
- 37 Cité par Rouvillois, *L'invention du progrès*, pp. 363-364.
- 38 訳注・有名なギリシャ神話であり、そこに自然法を擁護するアンティゴネーは国家指導者である叔父クレオンの不公平な法律に抵抗して、死者を葬ろうとして自然

法を違法したことから、古代から現代まで模範として権威のあった神話として定評があり、権威の不公平な法律への抵抗の正統性を表す話として定評がある。

- 39 Beccaria, 1766, p. 16 岩波文庫の風早八十二・五十嵐二葉訳
- 40 Beccaria, 1766, p. 18. 岩波文庫の風早八十二・五十嵐二葉訳。この和訳において一部調整があり、原文と合わないためである。
- 41 訳注・「各人に各人のものを」と一般的に訳されているのだが、抽象的で分かりづらいと思われる。前近代の封建制においてより具体的な意味を持ったこの法格言を表すために「本分を守る」、「恩を返す」といった古典的（トマス流）な「正義徳」はまさにウルピアヌスの意味をよく表すと思われる。特にフランス王室は「法の番人」としての役割の意味はまさに、その「本分を守る」、「恩を返す」という社会上の正義に対する不正とただすために存在理由をもって、中世の間にそのために尽くされて、革命まで司法制度の精神の底流になった。以上を受けて、日本語での定訳と違う和訳を試みた所以である。
- 42 訳注・ピショー ブラヴァ、フィリップ アンシャン・フランスの基本法、國學院大學大学院紀要 第52輯、國學院法政論叢 第42輯を参照。
- 43 Rouvillois, *L'invention du progrès ; aux origines de la pensée totalitaire*, pp. 376-377.
- 44 Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat social*, Livre II, chapitre VII (岩波文庫の桑原・前川和訳を少し修正したもの)
- 45 Philippe Bénéton, *Introduction à la Politique*, Paris, PUF, 1997, p. 185.
- 46 Philippe Bénéton, *Introduction à la Politique*, p. 176.
- 47 Cf. notre essai : *La Révolution française*, Via Romana, 2^{ème} édition, 2015.
- 48 Thouret, A.P. t. IX, pp. 654-655.
- 49 Comte d'Antraigues, *Discours du 2 septembre 1789 sur la question de la sanction royale*, A.P., t. VIII, p. 546.
- 50 Thouret, *Discours du 24 mars 1790*, A.P., t. XII, p. 346.
- 51 Les débats parlementaires éclairent le sens du mot « auspices » : « Plusieurs membres insistent pour qu'on mette dans le préambule ces mots : *en présence de l'Être Suprême* (Séance du 20 août 1789, A.P., t. VIII, p. 462), formulation qu'emploiera la Constitution du 24 juin 1793 dans son préambule (A.P., t. LXVII, p. 143). Quelques instants plus tard, l'évêque de Nîmes insiste : « Quand on fait des lois, il est beau de les placer sous l'égide de la Divinité » (A.P., t. VIII, p. 463).

- 52 Vicomte de Mirabeau, *Séance du 20 août 1789*, A.P., t. VIII, p. 462.
- 53 Abbé d'Eymar, *Séance du 28 août 1789*, A.P., t. VIII, p. 505.
- 54 Mgr de La Fare, *Séance du 13 février 1790*, A.P., t. XI, 589. La proposition suscite dans l'Assemblée un désordre certain qui montre à quel point la question soulève les passions.
- 55 Jean de Viguerie, *Christianisme et Révolution*, Paris, Nouvelles Editions latines, 1986.
- 56 En définitive, l'Assemblée décide par 490 voix contre 400 que Cazalès, auteur de la proposition, ne sera pas entendu.
- 57 *Débats du 13 avril 1790*, A.P., t. X, pp. 702-720.
- 58 Emmanuel Sieyès, *Opinion sur les attributions et l'organisation du jury constitutionnaire proposé le 2 thermidor*, *Œuvres*, t. III, § 41, p. 9.
- 59 Comte de Mirabeau, A.P., t. IX, p. 732
- 60 Pierre, Joseph, Spiridion Dufey, *Histoire, actes et remontrances des parlemens de France, chambre des comptes, cour des aides et autres cours souveraines depuis 1461 jusqu'à leur suppression*, Paris, Galliot, 1826. pp. 519-521.
- 61 Jacques Thouret, *Discours du 24 mars 1790*, A.P., t. XII, p. 345.
- 62 Jacques Thouret, *Discours du 24 mars 1790*, A.P., t. XII, p. 346.
- 63 Rabaut Saint-Etienne, *Nouvelles réflexions sur la nouvelle division du royaume*, A.P., t. X., p. 38.
- 64 Ozouf « Régénération », in *Dictionnaire critique de la Révolution française*, op. cit., pp. 821-831 和訳もある。『フランス革命事典』（河野健二，富永茂樹，阪上孝訳，みすず書房，1998）
- 65 Cf. Xavier Martin, *Nature humaine et Révolution française*, DMM, Bouère, 1994. 解題をも参照。
- 66 Nous renvoyons ici à Xavier Martin, *Nature humaine et Révolution française*, op. cit., pp. 144-175 ; *Régénérer l'espèce humaine ; utopie médicale et Lumières (1750-1850)*, Bouère, DMM, 2008, pp. 167-173 ; 245-256.
- 67 Constitution du 13 septembre 1791, titre premier ; Cf. également la Constitution du 22 août 1795 (5 Fructidor an III), article 301.
- 68 Henri Grégoire, *Discours prononcé au nom du comité d'instruction publique le 25 Messidor an III*, *Le Moniteur universel du 29 Messidor*, p. 1205.
- 69 Pierre Jean Georges Cabanis, *Rapports du Physique et du Moral de l'Homme*,

- Genève, 1980, (réimpression de l'édition de 1844), p. 298.
- 70 Cité par Xavier Martin, *Nature humaine et Révolution française*, p. 153 ; *Régénérer l'espèce humaine*, pp. 167-170.
- 71 Mona Ozouf, *L'homme régénéré* (生まれ変わった [再生された] 人間 — フランス革命に関する考察), Paris, Gallimard, 1976, pp. 116-117. Sur ce point, nous renvoyons également à Lucien Jaume, *Le discours jacobin et la démocratie*, pp. 128-132 et Xavier Martin, *Régénérer l'espèce humaine*, op. cit.
- 72 Ozouf, *L'homme régénéré*, p. 118.
- 73 *Les grands discours parlementaires de la Révolution*, présenté par Guy Chaussinand-Nogaret, Paris, Armand Collin, 2005, p. 212.
- 74 A.P. t. LXXVIII, p. 373.
- 75 訳注・カトリック教会を指す
- 76 A.P. t. LXXVIII, p. 375.
- 77 Maximilien Robespierre, Archives Parlementaires, t. XC, p.140.
- 78 Robespierre, A.P., t. XC, p.138.
- 79 Robespierre, A.P., t. XC, p.138.
- 80 A.P., t. LXXVI, pp. 313 et suivante
- 81 18世紀に有名となった未開社会で、最悪で愚かで野蛮な部族として啓蒙思想家の間に認識されていた。「屠」という代わりに、Lapon (ラップ人) と Hottentot を言っていたぐらいだ。
- 82 « Il est, dans l'espèce humaine, des êtres aussi différents les uns des autres que l'homme l'est d'un cheval ou d'un chien. Quelle différence n'y a-t-il pas entre le génie d'un Locke, d'un Newton, et celui d'un paysan, d'un Hottentot, d'un Lapon ? » Ibid, p.275
- 83 « J'ai lu, dans un philosophe, que l'homme le plus grossier est au-dessus de plus ingénieux animal. Je n'en conviens point. On achèterait beaucoup plus cher un éléphant qu'un foule d'imbéciles.» Ibid, p.245
- 84 「Affenman」に由来するだろう。猿を指すか、屠人間を指すか定かではないがとにかく、猿と人を同視することが窺える。
- 85 « Il y a moins d'écart entre l'homme-singe et l'homme courant qu'il n'y a entre cet homme courant et un homme comme Schopenhauer » Xavier Martin, Naissance du sous-homme au cœur des Lumières – Les races les femmes, le peuple (啓蒙思想の中心に人間以下の人間の誕生について一人種、女性、大衆),

DMM, Poitiers, 2014, p.275

- 86 ドルバック、Le Bon sens ou idées naturelles opposées aux idées surnaturelles (1772), Paris, éditions rationalistes, 1971, p.90
- 87 Voltaire, Lettres de Memmius à Cicéron (1771), dans Œuvres complètes, Paris, Lefèvre et Deterville, t.20, 1818, p.180-209, p.205
- 88 A.Hitler, Libres propos sur la Guerre et la Paix, Paris, 1952, p.86
- 89 ちなみに、以上のようにヒトラーの引用とヴォルテールの引用を並べてまったく異なる点がない文章はほかにもある。テーマは特に、ユダヤ人について、それからカトリックについてである。
- 90 Archives Parlementaires, 1e série, t.9, p. 484. Xavier Martin, S'appropriier l'homme-Un thème obsessionnel de la Révolution (1760-1800) (「人間を横領するぞ」—革命が抱く執念), DMM, Poitiers, 2013より
- 91 1732-1812、プロテスタント信徒の商人。黒人奴隷の商売で一族は豊かになり、ボルドーの第三身分の議員である。
- 92 Xavier Martin, S'appropriier l'homme-Un thème obsessionnel de la Révolution (1760-1800) (「人間を横領するぞ」—革命が抱く執念), DMM, Poitiers, 2013
- 93 Jean de Viguerie, Histoire et dictionnaire du temps des Lumières 1715-1789 (啓蒙時代の歴史と辞典 1715-1789), Robert Laffont, 2007, p.1318
- 94 参考文献リストを参照。Xavier Martin の書物において、各テーマを一つずつ取り上げていく。
- 95 L.Poliakov, Le Mythe Aryen. Essai sur les sources du racisme et des nationalismes (アリアン神話。人種差別とナショナリズムの起原を巡って), Paris, Calmann-Levy, 1971 ; rééd. Augm, Bruxelles, Editions complexes, 1987
- 96 俗に「自然法」ともいわれるが、「自然」の言葉は曖昧であるため、本稿で「本性」という和訳にした。内田貴、『法学の誕生』、筑摩書房において244頁前後、明治時代になって自然法という概念は初めて日本で紹介された時「本性(ほんしょう)」という言葉によって訳されていたことがあったが、あえていえば明治当初のこの和訳の方が本来の意味に近いと思われる。
- 97 「本性」を否定する哲学上の系統は中世期の「唯名論」にまで遡れて、またプロテスタントを母体にしてカントがそれを発展させた結果、啓蒙思想なども生まれたという諸先行研究もある。
- 98 ルソーの「自然状態」も動物と人間を同視することを基盤にしている。例えば、『人間不平等起源論』について、メーストルという革命期の反革命思想家は正統にも

ルソーを引用しながら次のことを記す。

「自然状態に置かれていた人間は同類との交際が「ほかの動物」の間に見られる交際とあまり変わらなかったものの、人間は他の二足と自分を比較すればするほど、特に同類の「雌」と比較した結果、「(これらの雌の) 考え方と感じ方とも自分の考え方と感じ方と完全に一致している」という「大事な発見」をした。」岩波文庫の『人間不平等起源論』（本田・平岡訳）2015年版の88頁を参照。」

Maistre, Joseph de (1753-1821). Examen d'un écrit de J.-J. Rousseau sur l'inégalité des conditions ([Reprod.] [Joseph de Maistre]. 1884. ヨセフ・ド・メーストルは反革命思想の元祖だとされてはいて、フランス版のパークだ言われることもある。フランス領ではなかったサヴォアの貴族出身である彼は革命まで啓蒙主義に対して感銘し、革命初期には興奮して革命を支えていたが、革命軍や革命政府による弊害や暴力を経験した結果、革命を批判するようになり、革命などの原因を分析することに至った。メーストルの著書にはルソーに関する書物も存在して、意外にも当時の時点で本稿において指摘するような啓蒙主義のいくつかの傾向についてすでに気づいており、細かく書いている。分析方法論としても、たっぷりと啓蒙思想家を引用しながら、その底流にある傾向を示していることにおいても興味深い。

- 99 ヨセフ神父（カプチン会修道士）、『イデオロギー、理想国家と革命』の講演（2021年夏季講演会）にて。諸学問において序列関係があることを思い起こしてから次の重要な原則を思い起こす。「上位の学問の結論は下位の学問の原理原則となる」ということです。

さて、すべての学問の上、先ほどの学問序列を辿ってみると、最高にある学問は哲学があります。しかしながら、哲学内の上位学問は「形而上学」と呼ばれています。注意していただきたいのは、「形而上学」という言葉は難しく聞こえそうですが、実際に全然曖昧なことではないということです。確かに、現在、「形而上学」と言われたら、どうせよくわからない人が使って、結果論を言い切るために格好づけのために使われることも多くて、また残念ながら、もはや全然教えられていないので、「形而上学」に対する無知は広まっています。

いや、形而上学という学問は「基礎原理、基礎原則」を対象にしている学問です。ですから、この意味で学問の中では一番重要な学問となります。形而上学は哲学の天辺にあります。いわゆる「叡智」でもあります。またあらゆる学問は形而上学が結論づける原理原則に基づくので、学問の中の学問です。

また「形而上学」においては、「自然神学」もあります。（この「自然」は「(人

問の)本性」という意味です。つまり天啓に基づかない神学であり、理性だけで結論づける神学であるという意味です。)「自然神学」とは、言いかえると、「神」について理性が証明できる命題と結論であるということです。」

- 100 欧州中世の女尊と女性の社会上の位置付けは高かったということを示す先行研究は多々あるが、古典化となりつつある有名なのは、Régine Pernoud 氏の研究であろう。名著として、『Pour en finir avec le Moyen Âge (「中世」の暗黒神話をやめよう)』、1977年初版。
- 101 異端について、インクイジションに関する拙稿をも参照。
- 102 近代的な法律に対する発想を理解するために、ビショー教授を引用しよう。『進歩、啓蒙思想と革命』より。「このような合理的な国家は、機械なる国家は人間の力によって段階的に改善されていくとされますが、さらには全能なる国家とされています。社会契約論はみな、社会と社会制度はある国家のすべての構成員の間の意志的な契約から生まれたとします。ですから、法律とは一般意思の表明に帰するとされて、また法律こそは社会を改善するための一番良い手段だとされます。立法者は彼を越える「法」に従うべきことはありません。こういった思想において立法者を越える方はないからです。宇宙に存在する秩序を表現する自然法の権威は否定されています。神の法ならなおさらのことです。要するに、社会契約論は結局、後世になったものの、アンティゴネーは叔父クレオンに負けさせるわけです(有名なギリシャ神話であり、そこに自然法を擁護するアンティゴネーは国家指導者である叔父クレオンの不公平な法律に抵抗して、自然法を遵法したことから、古代から現代まで模範として権威のあった神話です)。また以上のような体制では裁判官も「実定法の口」つまりロボットになることが理想とされています。1764年、Caesare Beccaria 著の『犯罪と刑罰』において、裁判官は法律を解釈する権限をもたないため、また「(法の)精神を明らかにすること」も許されていないとします。彼が言います。「犯罪を裁く裁判官らは、立法者ではないため、刑法を解釈する権利を持たない」。言いかえると、裁判官の仕事は単にこのような三段論法を行いながら、法律を応用することに留まるとされています。また実定法自体が侵すべからず聖なる存在となります。「犯罪を問わず、裁判官の義務は単に次のような三段論法を実行すればよい。大前提は実定法だとして、小前提は合法あるいは違法の行為だとして、結論は容疑者に対する免罪あるいは刑罰だ」。古典的だったウルピアーヌスの正義の定義、「各々分、各々の恩に応じて、恩返しすることにある」という定義はもはや、通用しなくなります。もはや、公平を追求することもなくなります。ち

なみに、近代的な法学は革命期になって普及すると、司法官の間にある格言が誕生しました。「司法官がいう公平に警戒せよ」と。1790年になって、まだ1793年を知らないもののかかなり無謀なことに、ある司法官は同じようなことを次のように説明しました。「一番穏やかな司法官だったとしても彼の個別意志に裁かれるより、一番残酷な法律の文字通りに裁かれない」。以前なら、法律（実定法）は正義の実践のための道具に過ぎなかったが、もはや、「机上の空論」となりかける正義は法律（実定法）への遵法の単なる道具になりかけていました」

- 103 Xavier Martin, *Mythologie du code Napoléon* (ナポレオン法典の神話), DMM, 2003.
- 104 例えば婚姻制度の場合、一律に男女の別を決定的に厳しく固めた結果、19世紀に「ブルジョワ革命」と深く関係して生まれた「男尊女卑」が生まれたとされている。また革命の混乱もあったせいか、秩序維持のみ目指し、唯物論上の考え方で「家族」を固定化させ、拘束した。これはキリスト教の婚姻制度と異質となる。修道士の院長、王妃、執政者、相続者などによく就いていた中世の女性には聖母マリアの崇拜にも見られるように非常に高められながら、男女の別はなくなっていたのではない。法学上に言うと、婚姻は「秘蹟」として、教会管轄ではあったため、基本的な相互義務、婚姻の目的などはキリスト教圏において共通だったが、相続性、経営権、財産などに関する慣行は地域ごとに異なっていた。民法典になっていくと、教会の役割を否定して、すべての要素も含めて一律させ、固定化させた。それから、面白いことに「不動で完璧」と評価されている民法は現代に至って非常に改革されて、婚姻制度でいうと、もはや男女の別がなくなり、婚姻の目的などもなくなった。「本性」はないのなら、形式だけになってしまうことから、主権者なる「国民」の意志によって法律さえを変えれば、何でもありえるということになりうるということだが、これは抽象的な指摘ではなく、現に未婚、離婚と同性婚などの発生と一般化はその一つの帰結であると言える。
- 105 チヴィタス開催の2021年夏季講演会、2021年7月22日 公開「素晴らしい新世界」と題して、資本主義、共産主義とキリスト教的な経済の関係と歴史を紹介する講演となる。
- 106 和予、知行権などに関する論争を見ればヒントになるだろう。とにかく、検討の余地があると思われる。例えば、長又 高夫「御成敗式目」第八条の法解釈をめぐる国学院法学 57 (3), 1-48, 2019-12

